

第十四回国会 大蔵委員会

議録 第九号

(一一〇)

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十時十五分開議

出席委員  
委員長 小川 平二君

理事黒金 泰美君 理事細田 譲則君

理事毛利 松平君 理事山中 喬雄君

理事平岡忠次郎君 理事堀 足立 篤郎君

大久保武雄君 岡田 修一君

久保田藤齋君 金子 一平君

正示啓次郎君 田澤 吉郎君

高見 三郎君 水田 亮一君

久保田鶴松君 藤井 勝志君

吉田 重延君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 芳賀 貢君

廣瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君

武藤 山治君 横山 利秋君

春日 一幸君

浜田 幸雄君

坊 秀男君

久保田鶴松君 高見 三郎君

芳賀 貢君

天野 公義君

村山 達雄君

大藏政務次官 武藤 山治君

大藏事務官 岩崎 肇君

大藏事務官 芳賀 久君

運輸事務官 芳賀 久君

日本国有鉄道常務理事

専門員 抜井 光三君

**本日の会議に付した案件**

入場税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八三号)

トランプ類税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八四号)

入場税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八三号)

トランプ類税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八四号)

所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五一号)

法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一二号)

相続税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一三号)

印紙税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四号)

国民財蓄組合法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第七五号)

入場税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八三号)

トランプ類税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八四号)

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のよう

は、本委員会に付託された。  
は本委員会に付託された。

第一条を次のよう改める。  
(課税範囲)

第一条 次に掲げる場所への入場に

は、この法律により、入場税を課

する。

一 映画、演劇、演芸、音楽、ス

ポーツ又は見せ物を多数人に見

せ、又は聞かせる場所

二 賽馬場及び競輪場

三 前二号に掲げる場所に類する

場所で、政令で定めるもの

、映画会、博覧会」を削る。

第二条第一項中「第一種又は第二

種の」を「前各号に掲げる」に改め、

第四条から第六条までを次のよう

に改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税

標準とし、入場料金の百分の十の

税率により課する。

(免税額)

第五条 入場料金が一人一回の入場

について三十円以下であるとき

は、入場税を課さない。

(税額算定の特例)

第六条 経営者等が興行場等への入

場者から領収した一人一回の入場

についての金額が、前条に規定

する金額をこえ、当該金額とこれ

に対し第四条に規定する税率を乗

じて計算した金額との合計額以下

す。

○小川委員長 これより会議を開きま

す。酒税法等の一部を改正する法律案、  
入場税法の一部を改正する法律案及び  
トランプ類税法の一部を改正する法律  
案の三案を一括して議題といたしま

す。

二月十日

酒税法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八二号)



二十二条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「無料入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「同条第二項の規定により定めた」と読み替えるものとする。  
第二十条第二項中「特別入場券」の下に「無料入場券」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十四条の次に次の二条を加え  
る。  
**(納税地)**  
第二十四条の二 入場税の納税地  
は、興行場等ことに当該興行場等  
の所在地とする。  
第二十五条第二項中「十倍」を「三  
倍」に改め、同条第三項を削る。  
第二十六条第一号を次のように改  
める。

## 一 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を同号を同一第五号を「第十九条第六項」に改め、「毎使用した」を削り、「特別入場券」を下に及び無料入場券を加え、同条第四号とし、同条第二号のに次の一号を加える。

月一日から施行する。  
昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したものとみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)に係る入場税については、他に別段の定めが有る場合を除き、なお従前の例による。

の規定による検印の白影】を加え  
る。

理 由

今次の税制改正の一環として、入  
場税負担の軽減合理化を図るため、  
税率を引き下げ、新たに一律の免稅  
点を設けることとするとともに、展  
覧会場等の第二種の場所及びいわゆ  
るアマチニア・スポーツを催す場所  
への入場に対する課税を廃止し、あ  
わせて納稅方法を申告納稅制度に改  
める等税体系の整備を行なう必要が  
ある。これが、この法律案を提出す  
る理由である。

## 酒税法等の一部を改正する法律案

酒税法等の一部を改正する法律

**第一条** 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正

する。  
目次を次のように改める。

目次

## 第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業者免許等(第115)

第三章 類の販売業免許等(第  
七条—第二十一条)

第三章 読解法とその種類  
二十二条—第二十二条

#### 第四章 免除及び税額控除等

## 第五章 申告及び納付等(第三)

十条の二十一第三十条の六)

第六章 納稅の担保(第三十一  
条—第三十六条)

第二十二条各号を次のように改め  
る。

六 第二十九条第二項の規定に違反して、入場者に無料入場券を交付しなかつた者は

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第四条、第五条、第二条第一項、第四条、第五条及び第六条に係る改正規定、第七条第一項第二号中「第一種の場所を」「興行場等」に改める改正規定並びに第八条第一項第一号及び第九条に係る改正規定は、同年五

第一類第五號  
大藏委員會議錄第九号

大藏委員會議錄第九号

昭和三十七年一月十三日

第七章 酒類審議会(第三十七  
条—第三十九条)

第八章 雜則(第四十条—第五  
十三条の二)

第九章 罰則(第五十四条—第  
六十二条)

附則

第二条第一項中「アルコール專  
売法(昭和十二年法律第三十二号)  
の規定の適用を受けるアルコー  
ル」を「アルコール分が九十六度以上  
のアルコールのうち、第七条第一  
項の規定による酒類の製造免許を  
受けた者が酒類の原料としてその  
免許を受けた製造場において製造  
するもの以外のもの」に改め、同条  
第二項中「濁酒及び、白酒」を

削り、「果実酒」を「果実酒類、ウ  
イスキー類、スピリット類、リ  
キュール類」に、「九種類」を「十種  
類」に改める。

第三条第四号中「アルコール」  
下に「(次号の規定(アルコール分  
に関する規定を除く。)に該当する  
酒類でアルコール分が三十六度以  
上四十五度以下のものを含む。第  
九号及び第八条第四号を除き、以  
下同じ。)」を加える。

第三条第五号を次のように改め  
る。

五 「しょうちゅう」とは、アル  
コール含有物を蒸留した酒類  
(これに水を加えたものを含  
み、次に掲げるものを除く。)  
で、アルコール分が四十五度  
以下(連続式蒸留機(連続して  
供給されるアルコール含有物  
を蒸留しつつ、フーゼル油、  
アルデヒドその他の不純物を

取り除くことができる蒸留機  
をいう。以下同じ。)により蒸  
留したものについては、アル  
コール分が三十六度未満の  
ものをいう。

イ 発芽させた穀類又は果実  
(果実を乾燥させ若しくは  
煮つめたもの又は濃縮させ  
た果汁を含み、なつめやし  
の実その他の政令で定めるも  
のを除く。以下同じ。)を原  
料の全部又は一部としたも  
の

ロ しらかばの炭その他政令  
で定めるものでこしたもの  
ハ 含糖質物砂糖消費税法  
(昭和三十年法律第三十八  
号)第二条第一項第二号の  
第一種甲類の砂糖を除く。)  
を原料の全部又は一部とし  
たもので、そのアルコール  
含有物の蒸留の際の留出時  
のアルコール分が九十五度  
未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留  
する際、発生するアルコ  
ールに他の物品の成分を浸出  
させたもの

ホ 一から二までに掲げる酒  
類に植物を浸してその成分  
を浸出させたもの若しくは  
薬剤を加えたもの又はこれ  
らの酒類にブランデー等、  
糖類、香味料、色素若しく  
は水を加えたもの。

ハ ウイスキー原酒(イ又は  
ト ブランデー原酒(ホ又は  
ヘに掲げる酒類をいう。以  
下同じ。)にアルコール、ス  
ピリット、しょうちゅう、  
香味料、色素又は水を加え  
た酒類で、香味、色沢その  
他の性状がブランデー原酒  
に類似するもの

チ 果実のしぼりかす若しく  
は果実酒かす又はこれらと  
糖類、炭酸石灰その他政令  
で定める物品若しくは水を  
原料として発酵させたアル  
コール含有物若しくは果実  
酒かすを蒸留したもの若し

は果実及び水を、「除酸剤を加え  
て発酵させたもの」の下に「(イ又  
はロに当該するものを除く。)」を  
加え、二を次のように改める。

二 イから今までに掲げる酒  
類にブランデー(第九号ホ  
から今までに掲げる酒類を  
いう)、アルコール若しく  
はしょうちゅう(以下こ  
の号において「ブランデー  
等」という)又は糖類、香味  
料、色素若しくは水を加え  
たもの(ブランデー等を加  
えたものについては、当該  
ブランデー等のアルコール  
分の総量(既に加えたブラ  
ンデー等があるときは、そ  
のブランデー等のアルコ  
ル分の総量を加えた数量)  
が当該ブランデー等を加え  
た後の酒類のアルコール分  
の総量の九十をこえ  
るもの)を除く。以下ホにお  
いて同じ。)

ホ 発芽させた穀類を原料の  
一部としたアルコール含有  
物(発芽させた穀類及び果  
実を原料の一部としたアル  
コール含有物については、  
発芽させた穀類の重量が果  
実の重量をこえるものに限  
る。)を蒸留したもの。ただ  
し、その原料中発芽させた  
穀類の重量が水以外の原料  
の重量の百分の十五未満の  
もの及びイに掲げる酒類に  
該当するものを除く。

ハ 果実を原料の一部とし  
たアルコール含有物を蒸留し  
たもの。ただし、その原料  
中果実の重量が水以外の原  
料の重量の百分の十五未満  
のもの、ロ及びホに掲げる  
酒類に該当するものを除く。

ト ブランデー原酒(ホ又は  
ヘに掲げる酒類をいう。以  
下同じ。)にアルコール、ス  
ピリット、しょうちゅう、  
香味料、色素又は水を加え  
た酒類で、香味、色沢その  
他の性状がブランデー原酒  
に類似するもの

チ 果実のしぼりかす若しく  
は果実酒かす又はこれらと  
糖類、炭酸石灰その他政令  
で定める物品若しくは水を  
原料として発酵させたアル  
コール含有物若しくは果実  
酒かすを蒸留したもの若し

を同条第十二号とし、同号の前に  
次の三号を加える。

九 「ウイスキー類」とは、次に  
掲げる酒類をいう。ただし、  
イ、ロ、ホ、ヘ又はチに掲げ  
るものについては、第五号ロ  
からニまでに掲げるもの(政  
令で定めるものを除く。)に該  
当しないものに限る。

イ 発芽させた穀類及び水を  
原料として糖化させて、発  
酵させたアルコール含有物  
を蒸留したもの又は発芽さ  
れたアルコール含有物を蒸留  
したもの

ホ 果実(そのしぼりかすを  
除く。以下同じ。)若しくは  
果実及び水を原料として發  
酵させたアルコール含有物  
を蒸留したもの又は果実酒  
(次条第一項に規定する果  
実酒をいい、果実のしぼり  
かすを原料として製造した  
ものを除く。)を蒸留したもの

ニ アルコール、スピリット  
又はしょうちゅうに香味  
料、色素又は水を加えてウ  
イスキー原酒又はハに掲げ  
る酒類を模造したもの

ト ブランデー原酒(ホ又は  
ヘに掲げる酒類をいう。以  
下同じ。)にアルコール、ス  
ピリット、しょうちゅう、  
香味料、色素又は水を加え  
た酒類で、香味、色沢その  
他の性状がブランデー原酒  
に類似するもの

チ 果実のしぼりかす若しく  
は果実酒かす又はこれらと  
糖類、炭酸石灰その他政令  
で定める物品若しくは水を  
原料として発酵させたアル  
コール含有物若しくは果実  
酒かすを蒸留したもの若し

ウイスキー原酒に類似する  
ものの

ニ アルコール、スピリット  
又はしょうちゅうに香味  
料、色素又は水を加えてウ  
イスキー原酒又はハに掲げ  
る酒類を模造したもの

くはこれにアルコール、スピリット、しょうちゅう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がブランデー原酒に類似するもの	リ アルコール、スピリット、又はしょうちゅうに香味料、色素又は水を加えてブランデー原酒、ト又はチに掲げる酒類を模造したもの	十一 「スピリット類」とは、第三号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度
未満のもの(麦芽を原料の一部とした酒類、麦芽を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く)。以下次号において同じ)で発ぼう性を有するものを除く。)をいう。	十二 「リキュール類」とは、酒類と糖類その他の物品(酒類を含む)を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの(第三号から第九号までに掲げる酒類及び麦芽を原料の一部と	十三 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したも
一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。)をいう。	十四 「もうみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(酒類の製造用に供することができるものに限る)でこし又は蒸留する前のもの(こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの)をいう。	十四 「もうみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(酒類の製造用に供することができるものに限る)でこし又は蒸留する前のもの(こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの)をいう。
蒸留の方法が連続式蒸留機によるしょうちゅう	十五 「こうじ」とは、でんぶん	第五条第一項中「第一級、準一級及び第二級」を「一級及び二級」に改め、同条第三項中「特級、第一級及び準一級並びに雑酒」を「一級及び二級」に改め、同条第四項中「清酒」の下に「特級及び一級」を加え、同条第五項中「第一級又は準一級」を「特級又は一級」に改める。
しょうちゅう	第六条中第六条の次に次の二条を加える。 (移出又は引取り等とみなす場合)	第六条の二 次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ(以下「酒類等」という。以下本条において同じ)をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十九条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。
本みりん	第一項中「酒類の数量に応じ」を「酒類につき」に改める。	一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。
エキス分十六度以上のみりん	第二項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限(同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十条第一項において同じ)が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合(法人が合併又は解散により消滅した場合を含む)。又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した免許に係る酒類等(第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む)がその製造場に現存すると同時に第二十条第一項の規定による申請に基づく免許の取消し
本みりん以外のみりん	第三項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	三 未満のものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
前条第八号イからニまでに掲げる果実酒類(同号ロからニまでに掲げる酒類については、エキス分が七度以上のもの及び政令で定めるものを除く)が七度以上のもの及び政令で定めるものを除く。	第四項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	四 「もうみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(酒類の製造用に供することができるものに限る)でこし又は蒸留する前のもの(こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの)をいう。
前条第九号イからニまでに掲げるウイスキー類	第五項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第五項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
前号イからニまでに掲げるウイスキー類	第六項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第六項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
原料用アルコール	第七項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第七項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
アルコール	第八項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第八項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
原料用アルコール以外のスピリット類	第九項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第九項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
スピリット類	第十項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第十項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
発泡酒	第十一項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第十一項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの
その他の雑酒	第十二項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの	第十二項中「酒類につき」を「酒類に付するものとして大蔵省令で定める用途に供せられるもの

三 第十二条(第十三条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許を取り消された者が第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

四 酒類等の製造場に現存する酒類等(既に第二号(ただし書を除く。)又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。)が滞納処分(その例による処分を含む。)強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

五 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律(第三十条の二、第三十四条及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。以下第四項において同じ。)を適用する。

六 酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。

七 酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなして、この法律を適用する。

八 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合には、当該酒母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、酒母又はもろみの製造者(酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。)は、その他の雑酒の製造者とみなす。

九 酒類等が改裝して当該場所から販売のため移出した場合には、当該酒類の当該移出の時に

おける価格(当該者が第二十二条の三第一項第一号に規定する者として同号の規定により算出した金額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二条の二に規定する徴税税の非課税最高限度額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえるときは、当該詰替え又は改裝をした者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

十 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合には、当該酒母又はもろみは改裝して当該場所から販売のため移出した場合には、当該酒類の当該移出の時に

おける価格(当該者が第二十二条の三第一項第一号に規定する者として同号の規定により算出した金額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二条の二に規定する徴税税の非課税最高限度額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえるときは、当該詰替え又は改裝をした者を当該酒類の酒類製造者とみなす。

十一 酒類等が改裝して当該場所から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。

十二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七条第一項(臨検検査等)の規定により収去される酒類

十三 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第六十九条第一項(立入検査等)の規定により収去される酒類

十四 その他前二号に類する酒類で政令で定めるもの

十五 第七条第一項中「しょうちゅう及びみりんについては、類別、雑酒」を「品目のある種類の酒類」に改め、同条第二項中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間に」に、「みりんの各類又は二以上上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、みりんの各類又は雑酒の」を「品目のある種類の酒類(しょうちゅうを除く。)を製造しようとする場合には、」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号

とし、同項第九号中「果実酒」を「果実酒類」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 ウイスキー類

六キロリットル

九 スピリット類

六キロリットル

十 リキュール類

六キロリットル

第七条第三項第一号中「濁酒」を削り、「みりん又は白洒」を「又はみりん」に改め、同項第二号中「又は白洒を削り、同項第五号中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。」

三 果実酒類の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとするとする場合

四号中「アルコール専売法」の下に「(昭和十二年法律第三十二号)」を加える。

第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 第八条中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、同条第四号中「アルコール専売法」の下に「(昭和十二年法律第三十二号)」を加える。

第六号中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、同条第五号とし、同項第六号とし、同項第四号中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第七条第三項第一号中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第八条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第九条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十一条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十二条第四号中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十四条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十五条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十六条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十七条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十八条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第十九条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十一条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十二条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十三条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十四条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十五条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十七条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十八条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二十九条第一項中「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を削り、「(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)」を加える。

(従量税の課税標準及び税率)

一 清酒

イ 特級

(1) アルコール分が十六度以上十七度未満のもの

(2) アルコール分が十七度以上のもの

二十五万二千百円にアルコール分が十六度をこえる一度ことに一万五千七百六十円を加え

(3) アルコール分が十六度未満十二度以上上のもの

二十五万二千百円からアルコール分が十六度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ことに、一万五千七百六十円を引いた金額

(4) アルコール分が十二度未満のもの

十八万九千六十四円

口 一級

(1) アルコール分が十五・五度以上十

十五万二千百円

(2) アルコール分が十六・五度以上のもの

十五万二千百円にアルコール分が十五・五度をこえる一度ことに九千八百二十円を加えた金額

(3) アルコール分が十五・五度未満十二

十五万二千百円からアルコール分が十五・五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ことに、一万五千七百六十円を引いた金額

(4) アルコール分が十六度未満のもの

八万五千八百円

ハ 二級

(1) アルコール分が十五度以上十六度未

八万五千八百円

(2) アルコール分が十六度以上のもの

八万五千八百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに五千七百二十円を加えた金額

(3) アルコール分が十五度未満十二度以

八万五千八百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ことに、五千七百二十円を引いた金額

(4) アルコール分が十二度未満のもの

六万二千五百円

二 合成清酒

(1) アルコール分が十五度以上十六度未

六万二千五百円

(2) アルコール分が十六度以上のもの

六万二千五百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに四千七百七十円を加えた金額

(3) アルコール分が十五度未満十二度以上上のもの

六万二千五百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ことに、四千七百七十円を引いた金額

(4) アルコール分が十二度未満のもの

四万九千九百九十四円

三 しょうちゅう

イ しょうちゅう甲類

(1) アルコール分が二十五度以上二十六

四万八千六百円

(2) アルコール分が二十六度以上三十一

四万八千六百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千七百三十円を加えた金額

(3) アルコール分が三十一度以上のもの

六万二千二百五十円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに一万三百二十円を加えた金額

(4) アルコール分が三十二度以上のもの

六万二千二百五十円にアルコール分が三十一度をこえる一度ごとに二千七百三十円を加えた金額

(5) アルコール分が三十二度未満二十度

三万五千円

(6) アルコール分が二十度未満のもの

四万八千六百円

口 しょうちゅう乙類

(1) アルコール分が二十五度以上二十六

三万七千四百円

(2) アルコール分が二十六度以上三十一

三万七千四百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千七百三十円を加えた金額

(3) アルコール分が三十一度以上のもの

四万七千九百円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに七千四百二十円を加えた金額

(4) アルコール分が三十六度以上三十七

十万千円

(5) アルコール分が三十七度以上のもの

十万千円にアルコール分が三十六度をこえる一度ごとに六千七百六十円を加えた金額

(6) アルコール分が三十五度未満三十一

三万七千四百円

(7) アルコール分が三十一度未満二十度

二万七千円

(8) アルコール分が二十一度未満二十度以上

三万七千四百円

四 みりん

(1) アルコール分が十三度以上十四度未

六万七千七百円

(2) アルコール分が十四度以上のもの

六万七千七百円にアルコール分が十三度をこえる一度ごとに五千二百十円を加えた金額

(3) アルコール分が十三度未満のもの

六万二千四百九十四円

## 口 本直し

(1) アルコール分が二十二度以上二十三度未満のもの

(2) アルコール分が二十三度以上のもの

(3) アルコール分が二十二度未満十二度以上の中のもの

(4) アルコール分が二十二度未満十一度ビール

(5) アルコール分が二十二度未満十一度果実酒類

(6) アルコール分が二十二度未満十一度発酵前の中のもの

(7) アルコール分が二十二度未満十一度その他のもの

(8) アルコール分が二十二度未満十一度甘味果実酒

(9) アルコール分が二十二度未満十一度センチメートル中二十六グラムをこえるもの又はエキス分が七度以上のもの

(10) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(11) アルコール分が二十二度未満十一度セントメートル中二十六グラムをこえるもの又はエキス分が七度以上のもの

(12) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(13) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(14) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(15) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(16) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(17) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(18) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(19) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(20) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(21) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(22) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(23) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(24) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(25) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(26) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(27) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(28) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(29) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(30) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(31) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(32) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(33) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(34) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(35) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(36) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(37) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(38) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(39) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(40) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(41) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(42) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(43) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(44) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(45) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(46) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(47) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

(48) アルコール分が二十二度未満十一度のもの

五万五千三百円にアルコール分が二十二度をこえる一度ごとに二千五百二十円を加えた金額  
五万五千三百円からアルコール分が二十二度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに二千五百一十円を引いた金額

八 スピリッツ類	
(1) アルコール分が三十八度未満のもの	十四万八千円
(2) アルコール分が三十八度以上のもの	十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

九 リキュール類	
(1) アルコール分が十五度以上で、エキス分が二十一度以上のもの	十五度ごとに一万円を加えた金額
(2) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの	十五度ごとに四千円を加えた金額

十 雜酒	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
(3) その他のもの	四万五千円
(4) その他の雑酒	四万五千円
(5) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(6) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

十一 発泡性酒	
(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の六十七以上のもの	四万八千円
(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七未満二十五以上のもの	六万七千五百円
(3) その他のもの	四万円

十二 発泡性酒	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
(3) その他のもの	四万五千円

発泡性を有する酒類（ビール及び発泡性酒を除く。）の酒税の税率は、前項に規定する金額に一千リットルにつき五千円を加えた金額とする。

次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前二項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一千リットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

清酒	種類	品目	類別	基準アルコール分	基準税率
八二級	特級		十六度	二十五万二千円	
(1) アルコール分が三十八度未満のもの	一級		十五・五度	十五万二千円	
(2) アルコール分が三十八度以上のもの	二級		十五度	八万五千八百円	

合 成 清 酒

十五度 六万二千五百円

しょくうちゅう  
しょくうちゅう甲類

二十五度 四万八千六百円

み り ん  
本 み り ん

二十二度 六万七千七百円  
三万七千四百円

果 実 酒 類  
果 実 酒

二十二度 五万五千三百円  
六万三千円

果 実 酒 類  
甘 味 果 実 酒

十二度 四万八千円  
四十三度 八十四万五千百円

ウイスキー 類  
スピリット 類

一 級 四十度 三十九万六百円  
二 級 三十七度 十四万八千円

リキュー ール 類  
スピリット 類

十二度 四万八千円  
三十七度 十四万八千円

リキュー ール 類  
その他の 雜 酒

十二度 四万八千円  
四十度 三十九万六百円

4 前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる円位未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の一 度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

当該酒類に対する税率 =  $\frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数}$  (当)

(従価税の課税標準)

第二十二条の三 従価税率適用酒類の酒税の課税標準は、次に掲げる金額とする。

一 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類について、当該酒類に付する金額とする。

二 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類について、当該酒類に付する金額とする。

三 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類について、当該酒類に付する金額とする。

四 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類について、当該酒類に付する金額とする。

5 前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

隣接地のアルコール分が8度未満の場合には8度) + 5,000円

(従価税の税率)

第二十二条の二 次の表の上欄に掲げる酒類で、その移出価格(次条第一項第一号の販売価格)又は引取価格(次条第一項第二号の金額)が政令で定める金額(以下「従価税の非課税最高限度額」という。)をこえるものの(政令で定める容量以下の容量で製造場から移出され又は保税地域から引き取られるものを除く。以下「従価税率適用酒類」という。)に係る酒税の税率は、当該酒類の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

種	類	級	別	類	税	率
清	酒	特	級	果 実 酒 類	百分の百五十	
ウイスキー 類	甘 味 果 実 酒	ウイスキー 特級	ブランデー 特級	果 実 酒 類	百分の五十	
スピリット 類	スピリット	スピリット	スピリット	ウイスキー 類	百分の百五十	
リキュー ール 類	その他の もの	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	リキュー ール 類	百分の百五十	
		百分の五十	百分の百五十	その他の もの	百分の百五十	

リキュー ール 類	スピリット 類	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	リキュー ール 類	百分の百五十	
スピリット 類	スピリット	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	スピリット 類	百分の百五十	
リキュー ール 類	その他の もの	百分の五十	百分の五十	リキュー ール 類	百分の百五十	
リキュー ール 類	その他の もの	百分の五十	百分の五十	リキュー ール 類	百分の百五十	
リキュー ール 類	その他の もの	百分の五十	百分の五十	リキュー ール 類	百分の百五十	

(従価税の課税標準)

第二十二条の四 従価税率適用酒類の酒税の課税標準は、次に掲げる金額とする。

一 保稅地から引き取られる酒類については、当該酒類に付する金額とする。

二 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類について、当該酒類に付する金額とする。

三 前項第一号に掲げる販売価格の金額を加算した金額とする。

四 当該酒類の容器及び包装用の金額を含むものとする。

五 当該酒類とともに消費に入手されるべきものに限る。の費用を含むものとする。

六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七 当該酒類の容器及び包装

(従価税の課税標準の特例)

第二十二条の四 従価税率適用酒類のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の三(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている酒類に係る前条第一項第一号に掲げる販売価格には含まれないものとする。

八 第二項に規定する金額の計算に關し、必要な事項は、政令で定める。

九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

二十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

三十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

四十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

五十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

六十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

七十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

八十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

九十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百零九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一〇 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百一九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十六 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十七 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十八 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百二十九 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十一 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十二 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十三 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十四 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたものとする。

一百三十五 第二項第一号に掲げる販売価格の金額を除いたもの





なされる期間が経過した後に限  
る。)当該製造場であつた場所に  
もどし入れた場合において、政  
令で定めるところにより、当該  
製造場であつた場所の所在地の  
あるのは、「その承継した法人  
と、「当該相続に係る被相続人  
とあるのは「当該合併により消  
滅した法人」と読み替えるもの  
とする。

8 第三項又は第四項の規定によると、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

イ 従量税が課税される酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量

七 第五号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

存を命ぜられた場合において、指定された期限までに相  
て、<sup>止</sup>保の提供又は酒類の保存をし、  
ないとき。

該酒類之發售，第一

8 第三項又は第四項の規定によつて、被相続人の「當該相続に係る被相続人」とあるのは、「當該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

口 従徴税率適用酒類について、税率の適用区分及び該区分ごとの課税標準たる数量

七 第五号に掲げる酒税額の会  
計額から前号に掲げる酒税額の会  
計額から第六号に掲げる酒税額の会  
計額から第六号に掲げる酒税額の合

3 前条第一項のもどし入れをして、若しくは同条第二項の移出をして、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

5. 項又は前項の規定に準じて当該  
移出により納付された、又は納  
付されるべき税額に相当する  
金額を控除し、又は還付する。  
前四項の規定による控除又は  
還付を受けようとする者は、当

該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該酒類のものとし入れ又は移入に際する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限は、

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限は、

三 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出期限は、

告誓　三説申告書の提出があつた日の風する月の末日  
第三十条の次に次の一章を加え

## 第五章 申告及び納付等 (移出に係る酒類についての課 税標準及び税額の申告)

第三十条の二 酒類製造者は、子の製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く）

く。政令で定めるところによ  
り、次に掲げる事項を記載しな

前項の規定は、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人（当該製造場において当該酒類の製造免許を受けたものに限る。）がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」と

申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

は、第一号に規定する課税標準額に規定する課税標準額からそれそれ当該税率の適用区分ごとに第二号に規定する課税標準額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

(酒類の製造免許を受けた製場)について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該當することとなつた日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

べき場合を除き、あらかじめ引取りの日時、引き取る酒類に関する前条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

五  
（一）課税標準数量及び課税標準額に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

酒母又はもろみの製造場（酒類の製造免許を受けた製造場を除く。）において酒母又はもろみが飲用されたとき。

地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。  
(移出に係る酒類についての期  
限内申告による納付)

六 第三十三条又は他の法律の規定により控除を受けようとする場合に、その適用を受けようとする酒税額（前号に掲げる酒税額のうち、既に確定

二 第六条の二第一項第二号又は第三号の規定に該当すると  
き。

第三十条の四 第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第七号に

掲げる酒税額に相当する金額の  
酒税を国に納付しなければならぬ

(引取り等に係る酒税の徴収)  
第三十条の五 保税地域から引き

2 第六条の二第二項、第三項又は第四項の規定に該当するときは、酒類の製造場又は保稅地域の所在地の所轄稅務署長又は所轄國長は直ちにその酒税を徵收する。

(納期限の延長)

第三十条の六 酒類製造者が、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十条の四の規定による納期限内に納期限の延長についての申諸書を同条の稅務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第三十条の二第一項第七号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該稅務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

2 酒類を保稅地域から引き取るうとする者が、第三十条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申告書を同条の稅國長に提出し、かつ、当該酒類に係る酒税額の全部又は一部に相当する担保

当該税関長に提供したときは、  
当該税関長は、一月以内、当該

「章　納税の担保」に改める。

**第三十一条第一項を削り、同条**

る担保の処分の例により当該酒類を処分してその酒税及び処分費に充てる。

第三十六条中「第二十六条第三項」を「第三十条の二第二項の規定に当該する場合」に、「国税徴収法第四十三条の規定により酒税を徴収する場合」を「国税通則法の規定により酒税の繰上請求をする場合」、に改める。

「第六章 酒類審議会」を「第七章 酒類審議会」に改める。

「第七章 雜則」を「第八章 雜則」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「製成されたとき」の下に「(酒類に炭酸ガスを加えたときを除く。)」を加える。

第四十三条第一項中「同一の種類」の下に「及び品目」を加え、同項第一号中、「その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け」を削り、同項第二号中、「政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受ける場合を除く。」を加え、同号を「混和け」を削り、同項第三号中「混和け」の下に「(前各号に該当する場合を除く。)」を加え、同号を「同項第六号」とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 しょうちゅう甲類としたとき。  
四 ウイスキーとブランデーとの混和をしたとき。  
五 酒類製造者が、政令で定めることにより、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき（前各号に該当する場合を除く。）。  
第四十三条第三項から第六項までを次のように改める。  
3 第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他物品の混和をした酒類は、当該混和前の種類又は品目の酒類とみなす。  
4 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしょうちゅう甲類との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たにしょうちゅう甲類を製造したものとみなす。  
5 連続式蒸留機以外の蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしょうちゅう乙類との混和をしてアルコール分が四十度以下の酒類としたときは、新たにしょうちゅう乙類を製造したものとみなす。  
6 第一項の規定にかかわらず、リキューール類と水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにス

第四十三条に次の四項を加え  
る。

7 前各項に規定する場合を除く  
ほか、酒類と他の物品（酒類を  
含む。）との混和に関し、必要な  
事項は、政令で定める。

8 前各項の規定は、消費の直前  
において酒類と他の物品（酒類  
を含む。）との混和をする場合で  
政令で定めるときについては、  
適用しない。

9 前各項の規定は、政令で定め  
るところにより、酒類の消費者  
が自ら消費するため酒類と他の  
物品（酒類を除く。）との混和を  
する場合（前項の規定に該当す  
る場合を除く。）については、適  
用しない。

10 前項の規定の適用を受けた酒  
類は、販売してはならない。  
第四十四条第一項に次のただし  
書を加える。

ただし、酒類製造者が自己の他  
の酒類製造場において免許を受け  
ている酒類の原料（移出する製造  
場において免許を受けている酒類  
と同一の種類又は品目の酒類の原  
料とする場合に限る。）とするため  
の酒類で、かつ、第二十八条第一項  
の規定の適用を受けて移出する場  
合については、この限りではない。  
第四十四条中第五項及び第六項  
を削り、第七項を第五項とする。  
第四十七条第二項〔翌月十日〕  
を「翌月末日」に改める。

第四十八条中の開始を削り、  
「第二十四条」を「第三十条の二第一



「雜酒のうち政令で定めるもの」を  
「原料用アルコール」に改め、同条  
第二項中「業とする者」の下に「及  
び同法第二十八条第六項の規定に  
より酒類製造者とみなされた者で  
その酒類に自己の商標を表示して  
販売することを業とする者」を加  
え、同条第六項を削る。

第六条第一項中「製造する」を  
「製造し又は移出する」に改める。

第八条第一項中「製造する」を  
「製造し又は移出する」に改める。

第九条第一項中「製造する」を  
「製造し又は移出する」に改める。

第十四条第一項中「前酒造年  
度」を「前年中」に改め、「当該酒造  
組合の地区内にある製造場」の下  
に「(酒税法第二十八条第六項の規  
定により酒類の製造免許を受けた  
製造場とみなされた場所を含む。  
以下同じ。)」を加え、「以下本項  
を「以下本項及び第三十八条第二  
項」に改め、同条第一項中「製造す  
る」を「製造し又は移出する」に改  
め、同号ロ中「製造する」を製造  
して同じ。」を削る。

第二十九条第一項第三号中「製  
造」を「製造・移出」に改める。

第三十八条第二項中「前酒造年  
度」を「前年中」に改め、「当該酒造  
組合の組合員たる資格に係る種  
類の酒類に限る。以下本項にお  
いて同じ。」を削る。

第四十二条第五号中「製造又は  
を「製造、移出又は」に改め、同号  
イ中「製造する」を「製造し又は移  
出する」に改め、同号ロ中「製造す  
る」を「製造し又は移出する」に改  
め、同号ロ中「製造する」を製造

又は移出するに改め、同号ホ中、「規格」を「品種」に改め、同条七号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出し」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。  
第八十二条第一項第四号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出し」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。  
第八十四条第一項中「第二十八条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第五号中「規格」を「品種」に改める。  
第八十六条の三第二項中「しようちゆう及びみりんについては、類別、雑酒」を「品目のある種類の酒類」に改める。  
第八十六条の五中「類別及び級別その他」を「その他の」に改め、「酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。」を削り、「第二十八条第一項」の下に、「第二十九条の二第一項」を加える。  
除き、なお從前の例による。

<p>4 定により、それぞれ、特級又は一級と認定された清酒とみなす。</p> <p>5 この法律の施行の際、旧酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。</p> <p>6 この法律の施行の際、旧酒税法により酒類の製造免許を受けていた者に対する新酒税法第十二条第</p>	<p>4 う。)第五条第四項又は第五項の規定により、酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。</p> <p>5 この法律の施行の際、旧酒税法により酒類の製造免許を受けていた者に対する新酒税法第十二条第</p>
<p>7 7 この法律の施行前に旧酒税法第 二十八条规定の承認を受けて酒 類において準用する場合を含む。</p>	<p>7 7 この法律の施行前に旧酒税法第 二十八条规定の承認を受けて酒 類において準用する場合を含む。</p>

追徴の規定	同法第二十八条第六項	同法第二十九条第五項	同法第五条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得臨時特例に関する法律第八条(日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例)に関する法律第四条において準用する場合を含む。)			6 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の徵収については、なお従前の例による。

この法律の施行の際 その移入先  
若しくは引取先に現存し、又はこ  
の法律の施行の日以後にその移入  
先若しくは引取先に移入されるも  
の（旧酒税法第二十八条第二項に  
規定する期限内に同項に規定する  
証明書の提出がなされないものを  
除く。）については、これを新酒税  
法第二十八条第六項又は第二十八  
条の二第四項に規定する酒類とみ  
なししてこれらの規定を適用する。  
8 旧酒税法第三十一条第二項の規  
定により担保の提供を命ぜられた  
者又は酒類の保存を命ぜられた者  
は、新酒税法第三十一条第一項の  
規定により担保の提供を命ぜられ  
た者又は酒類の保存を命ぜられた  
者とみなす。

10 前項に規定する額が三万円以下の中ときは、昭和三十七年五月三十日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき  
昭和三十七年五月及び六日  
税額十萬円をこえるとき  
同年五月から七月まで

税額三十万円をこえるとき  
同年五月から八月まで  
税額五十万円をこえるとき  
同年五月から九月まで

税額三十万円をこえるとき  
同年五月から八月まで

11 第九項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する同項の規定に該当する酒類の貯蔵場所並びに税率の適用区分及び當該区分ごとの価格及び数量を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄稅務署長に書面で申告しなければならない。

12 この法律の施行の際、酒類の製造場又は販売場に現存する酒類で、この法律の施行により当該酒類の原料の範囲が改正されたため旧酒税法による種類又は品目と異なる種類又は品目の酒類によるものに係る新酒税法による当該酒類の種類又は品目は、この法律の施行後一年間に限り、政令の定めるところによる。

13 政正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五の規定によつて行なるべき表示は、昭和三十七年九月三十日までは、なお従前の例によることがで

ある。

14 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

16 第十二条第一項中「第八章」を「第九章」に改める。  
租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条及び第八十六条 削除  
第八十五条から第八十六条までを次のように改める。

第八十五条第一項中「この場合を次のように改める。

第八十七条第一項中「この場合には、同法第二十九条第六項又は第五十八条第一項第三号の規定の適用については、当該船舶等の規定による罰則を除く。」を加え、同条第四項を削る。

第八十八条第一項中「第二十四条第二項」を「第三十条の二」、「第二十六条第二項」を「第二十六条第二項」、「第二十七条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第八十九条第二項中「第二十四条第二項」を「第三十条の三」に、「第二十六条第二項」を「第三十条の五第一項」に改める。

理由 今次の税制改正の一環として、酒

税につき、最近における負担の状況等にかえりみ、負担の軽減合理化を図るとともに、取引の実情に即するよう酒類の種類等の区分を改善し、その他、納稅方法を申告納稅制度に改める等税体系について所要の整備合理化を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係るトランプ類については、その承認をした稅務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなおトランプ類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日において、当該トランプ類が現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。

トランプ類税法（昭和三十二年法律第七百七十三号）の一部を次のように改正する。

トランプ類税法（昭和三十二年法律第七百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第八条）  
第二章 課税標準及び税率（第八条—第十五条）  
第三章 免税及び税額控除等（第十五条—第十八条）  
第四章 削除  
第五章 中告及び納付等（第十八条—第十九条）  
第六章 免税及び税額控除等（第十九条—第三十条）  
第七章 雜則（第三十一条—第三十三条）  
第八章 課税標準（第三十四条—第三十六条）  
第九章 税率（第三十七条—第三十九条）  
第十章 削除

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した日に当該トランプ類を当該製造場から移出したらもとのとみなす。ただし、当該製造者が政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 「第四章 免税、税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改め第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

5 第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

6 第十二条から第十四条まで削除  
第三章を次のように改める。  
第三章 削除  
第十二条から第十四条まで削除  
第四章 免税及び税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改め第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

7 第十二条から第十四条まで削除  
第三章を次のように改める。  
第三章 削除  
第十二条から第十四条まで削除  
第四章 免税及び税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改め第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

8 第十二条から第十四条まで削除  
第三章を次のように改める。  
第三章 削除  
第十二条から第十四条まで削除  
第四章 免税及び税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改め第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

9 第十二条から第十四条まで削除  
第三章を次のように改める。  
第三章 削除  
第十二条から第十四条まで削除  
第四章 免税及び税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改め第十五条を次のように改める。

（未納稅移出）  
第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

るものに限る。)に当該トランプ類の移出に關する明細書並びに当該トランプ類が前項各号に掲げるトランプ類に該當すること及び当該トランプ類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを記する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

前項の場合において、やむを得

保稅地域に該當する場合を除くほか、当該トランプ類を当該場所に移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみななし、当該場所がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

いて、政令で定める手続により、その保稅地域の所在地の所轄稅關長の承認を受けたときは、当該引取りに係るトランプ類税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類の材料とするためのトランプ類の当該トランプ類を材料とするトランプ類の製造場

二 その他その引き取らうとする

し、当該場所がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該トランプ類の移出に関する明細書及び当該トランプ類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しないた。

ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定める手続により、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものと

これをトランプ類の製造場とみなす。

するトランプ類の製造場

二 その他その引き取らうとする者が政令で定める目的に充てるためのトランプ類 当該政令で定める場所

税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申諸者に対する相当の期限を指定して、当該トランプ類が同項各号に掲げる場合には、その承認の申諸者に対する相当の期限を指定して、当該

命することができる。

第一項の承認を受けて引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税關長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徵収する。ただし、当該トランプ類を第一項各号に掲げる場所に移入する前において、税

る。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税關の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定に該当するトラン  
プ類を同項各号に掲げる場所に移  
入する前に、災害その他やむを得  
ない事情により亡失した場合にお  
いて、政令で定める手続によりそ  
の亡失の場所のもよりの税務署の  
税務署長に「失の事実」届け出て  
て、当該税務署署長から亡失証明書  
の交付を受けたときは、当該証明  
書は、第二項に規定する政令で定  
める書類に代えて用いることがで  
きる。

8 及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長(当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)に提出しなければならない。

税務署長又は税關長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当するトラップ類を同項各号に掲げる場所に移入した者に對し、当該トラップ類を他のトラ

所に引き取られたことについての  
当該場所の所在地の所轄稅務署署長  
の證明書を提出すべきことを命じ  
なければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十  
七条第一項の規定により命ぜられ  
た担保の提供をしない場合には、  
税關長は、その承認を与えてはな  
らない。

4 第一項の承認の申請に係る同項  
各号に掲げる場所につきトランブ  
類稅の保全上特に不適當と認めら  
れない。

害その他やむを得ない事情により亡失したときは、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事實を届け出て、当該税務署長から亡失證明書の交付を受け、当該證明書を同項の承認をした税関長に提出した場合には、この限りでない。

(引取りに係るトランプ類の輸出免稅)

5 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は該申請に係る移出先につき

ンブ類と區別して藏置すべきこと  
を命ずることができる。

5 第一項の規定によりトランプ類  
れる事情がある場合には、税關長  
は、その承認を与えないことがで  
きる。

**第十六条** ドラムペ類の製造者が、輸出する目的で、ドラムペ類を製造場から移出する場合には、当該移出に係るドラムペ類税を免除す

トランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

(未納税引取)  
第十五条の二 次の各号に規定する  
者が当該各号に掲げるトランプ類  
を保税地域から当該各号に掲げる  
場所に引き取ろうとする場合にお

税を免除されたトランプ類については、当該トランプ類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみな

2 前項の規定は、同項の移出をしたランプ類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十八条の二第一項の規定による申告書



トランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項  
2 前条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

該トランプ類税額の還付を受けるため、改令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地に提出することができる。

(引取りに係るトランプ類についてのトランプ類税の徵収等)

第十八条の五 保税地域から引き取られるトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地域の所在地の所轄税關長が当該引取りの際徵収する。

2 第六条第三項の規定に該当するトランプ類に係るトランプ類税は、同項に規定するトランプ類の製造場の所在地の所轄税署長が、そ

の移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徵収する。

第十九条第三項中「第二十七条第一項」に改められる。

第二十一条第三項中「第二十七条第一項」に改められる。

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 トランプ類の製造者が第十五

条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類

による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十八条の四の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十八

条の二第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところによ

り、当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税

務署長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

2 トランプ類を保税地域から引き取らうとする者が、第十八条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時まで合

のトランプ類税の期限内申告によ

る。税の納期限を延長することができ

る。

「第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等」を「第六章 雜則」

に改める。

第二十一条第三項中「第二十七条第一項」に改められる。

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 トランプ類の製造者が第十五

条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類

をその製造場から移出し、又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条の二第一項

若しくは第十六条の二第一項の規定による承認を受けてトラン

プ類を保税地域から引き取る場

合

第六章の章名を削る。

第二十七条の見出しを「(保全担保)に改め、同条第一項を削り、同

第三十二条第一項中「前項に規定する場合の税地は、製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域から引き取られるトランプ類に係るものについては、当該税地は、製造場の所在地とし、保税地域から引き取られるトランプ類に係るものについては、当該税地は、營業場の所在地(販売業者が營業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続人があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。」

第三十六条の二 トランプ類税の納税地は、製造場から移出されたトランプ類に係るものについては、当該税地は、製造場の所在地とし、保税地域から引き取られるトランプ類に係るものについては、当該税地は、營業場の所在地(販売業者が營業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続人があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

第三十七条第一項第二号中「第八章 罰則」を「第七章 罰則」に改める。

第三十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十八条の二第一項の規定に改め、同条第三項を削る。

八条第三項の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「十倍を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

4 前項の規定は、合併によりトランプ類の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人又は当該合併により設立した遺者を含む。」及び「(包括遺贈者を含む。)」を削り、同条第一号中「第二項」を「第二項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

5 「製造者」の下に「又はトランプ類を保税地域から引き取る者」を加え、同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は税務署長」を「税務署長又は税關長」に改め、同条第五項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

6 第七章の章名を削り、第十八条の二第一項の規定による申告書を提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

文」を「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域の項の規定の適用を受けないこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項における場合)に改められる。

六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域の項の規定の適用を受けないこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項における場合)に改められる。

文」を「第十五条第一項若しくは第十六

条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域の項の規定の適用を受けないこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項における場合)に改められる。

六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域の項の規定の適用を受けないこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項における場合)に改められる。

六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらに該當する場合の税地とし、保税地域の項の規定の適用を受けすこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項における場合)に改められる。

号すつ繰り下げる、第一号の次に次の  
二号を加える。

二 第十五条第七項の規定による

書類の提出を怠り、又は偽りの  
書類を提出した者

第四十条 削除

第四十一条中「法人の代表者」の下  
に「(法人でない社団又は財團で管理  
人の定めがあるものの管理人を含  
む。)」を加え、同条に次の二項を加  
える。

第四十一条中「法人の代表者」の下  
に「(法人でない社団又は財團で管理  
人の定めがあるものの管理人を含  
む。)」を加え、同条に次の二項を加  
える。

2 法人でない社団又は財團で代表  
者又は管理人の定めがあるものに  
ついて前項の規定の適用がある場  
合においては、その代表者又は管  
理人がその訴訟行為につき当該社  
団又は財團を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の  
刑事訴訟に関する法律の規定を準  
用する。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月  
一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又  
は課すべきであつたトランプ類税  
については、この附則又は他の法  
律に別段の定めがある場合を除  
き、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律の規  
定によりトランプ類税の免除を受  
けたこの法律の施行前に製造場か  
ら移出され、又は保税地域から引  
き取られたトランプ類についてこ  
の法律の施行後に同表の下欄に掲  
げる法律の規定に該当することと  
なつた場合におけるトランプ類税  
の徵収については、なお従前の例  
による。ただし、当該トランプ類

のうち第一種のまあじやんにつ  
ての当該徵収に係るトランプ類税

の税率は、一組につき八千円とす  
る。

しない。

6 新法第十八条の規定は、この法  
律の施行日以後に当該製造場にも  
どし入れた場合又は他の製造場か  
ら移出され、若しくは引き取られ  
たトランプ類をトランプ類の製造  
場に移入した場合について適用

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
旧法第十六条第一項	同法第十五条第六項又は第三十八 等に関する法律(昭和三十年法律 第三十七号)第五条第一項
輸入品に対する内国消費税の徵收 等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
同法第十六条第四項又は第三十八 等に関する法律第七条第一項	同法第五条第三項
同法第二項	同法第二項

旧法第十六条第一項	同法第十五条第六項又は第三十八 等に関する法律(昭和三十年法律 第三十七号)第五条第一項
輸入品に対する内国消費税の徵收 等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の 相互協力及び安全保障条約第六条 に基づく施設及び区域並びに日 本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う関税 法等の臨時特例に関する法律(昭 和二十七年法律第百十二号)第七 条(日本国における国際連合の軍 隊の地位に関する協定の実施に伴 う関税法等の臨時特例に関する 法律第四条において準用する場合 を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の 相互協力及び安全保障条約第六条 に基づく施設及び区域並びに日本 本国における合衆国軍隊の地位に 関する協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律第八条(日 和二十七年法律第百十二号)第七 条(日本国における国際連合の軍 隊の地位に関する協定の実施に伴 う所得税法等の臨時特例に関する 法律第四条において準用する場合 を含む。)
4 この法律の施行前に旧法第十五 条第一項の承認を受けてトラン プ類の製造場から移出され、又は保 稅地域から引き取られたトラン プ類で、この法律の施行日において その移出先若しくは引取先に現存 している場合は、これをト ランプ類の製造者とみなして、この 法律の施行の日に当該トランプ類 をトランプ類の製造場から移出さ れたものとみなして、一組につき二 千円のトランプ類税を課する。	4 この法律の施行前に旧法第十五 条第一項の承認を受けてトラン プ類の製造場から移出され、又は保 稅地域から引き取られたトラン プ類で、この法律の施行日において その移出先若しくは引取先に現存 している場合は、これをト ランプ類の製造者とみなして、この 法律の施行の日に当該トランプ類 をトランプ類の製造場から移出さ れたものとみなして、一組につき二 千円のトランプ類税を課する。
5 この法律の施行前にトランプ類 の製造場から移出されたトラン プ類で、この法律の施行後によ る改正のトランプ類とみな して、これらの規定を適用する。	5 この法律の施行前にトランプ類 の製造場から移出されたトラン プ類で、この法律の施行後によ る改正のトランプ類とみな して、これらの規定を適用する。
6 この法律の施行前にトランプ類 の製造場から移出されたトラン プ類で、この法律の施行後によ る改正の一環として、さきに提 案いたしました通行税法の一部を改 正する法律案につきまして提案の理由 を御説明いたします。	6 この法律の施行前にトランプ類 の製造場から移出されたトラン プ類で、この法律の施行後によ る改正の一環として、さきに提 案いたしました通行税法の一部を改 正する法律案につきまして提案の理由 を御説明いたします。
7 旧法第十四条又は第二十七条第 一項若しくは第二項の規定により 提供された担保は、新法第十八条 の六又は第二十七条の規定により 提供された担保とみなす。	7 旧法第十四条又は第二十七条第 一項若しくは第二項の規定により 提供された担保は、新法第十八条 の六又は第二十七条の規定により 提供された担保とみなす。
8 この法律の施行の際、トラン プ類の製造場及び保税地域以外の場 所で販売のため第一種のまあじや んを所持するトランプ類の製造者 又は販売業者がある場合におい て、その組数(二以上の場所で所 持する場合には、その合計組數) が十組以上であるときは、当該ト ランプ類については、その者が當 該販売業者であるときはこれをト ランプ類の製造者とみなし、この 法律の施行の日に当該トランプ類 をトランプ類の製造場から移出さ れたものとみなして、一組につき二 千円のトランプ類税を課する。	8 この法律の施行の際、トラン プ類の製造場及び保税地域以外の場 所で販売のため第一種のまあじや んを所持するトランプ類の製造者 又は販売業者がある場合におい て、その組数(二以上の場所で所 持する場合には、その合計組數) が十組以上であるときは、当該ト ランプ類については、その者が當 該販売業者であるときはこれをト ランプ類の製造者とみなし、この 法律の施行の日に当該トランプ類 をトランプ類の製造場から移出さ れたものとみなして、一組につき二 千円のトランプ類税を課する。
9 前項の場合において、税務署長 は、その所轄区域内に所在する藏 置場所にあるトランプ類に係る同 項の規定によるトランプ類税額に ついては、昭和三十七年五月三十 一日限り、これを徵収する。	9 前項の場合において、税務署長 は、その所轄区域内に所在する藏 置場所にあるトランプ類に係る同 項の規定によるトランプ類税額に ついては、昭和三十七年五月三十 一日限り、これを徵収する。

6 新法第十八条の規定は、この法  
律の施行日以後に当該製造場にも  
どし入れた場合又は他の製造場か  
ら移出され、若しくは引き取られ  
たトランプ類をトランプ類の製造  
場に移入した場合について適用

しない。

7 この法律の施行前にした行為及  
びこの附則の規定により従前の例  
によることとされるトランプ類税  
に係るこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為及  
びこの附則の規定により従前の例  
によることとされるトランプ類税  
に係るこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

9 小川委員長 政府より提案理由の説  
明を聽取いたします。天野大蔵政務次  
官。

○小川委員長 政府より提案理由の説  
明を聽取いたします。天野大蔵政務次  
官。

10 附則第八項に規定する者は、そ  
の所持する同項の規定に該当する  
トランプ類の藏置場所及び藏置場  
所ごとの組数を記載した申告書  
を、この法律の施行後二十日以内  
に、その藏置場所の所在地の所轄  
税務署長に提出しなければならな  
い。

11 この法律の施行前にした行為及  
びこの附則の規定により従前の例  
によることとされるトランプ類税  
に係るこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

10 附則第八項に規定する者は、そ  
の所持する同項の規定に該当する  
トランプ類の藏置場所及び藏置場  
所ごとの組数を記載した申告書  
を、この法律の施行後二十日以内  
に、その藏置場所の所在地の所轄  
税務署長に提出しなければならな  
い。

11 この法律の施行前にした行為及  
びこの附則の規定により従前の例  
によることとされるトランプ類税  
に係るこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

12 附則第八項に規定する者は、そ  
の所持する同項の規定に該当する  
トランプ類の藏置場所及び藏置場  
所ごとの組数を記載した申告書  
を、この法律の施行後二十日以内  
に、その藏置場所の所在地の所轄  
税務署長に提出しなければならな  
い。

13 附則第八項に規定する者は、そ  
の所持する同項の規定に該当する  
トランプ類の藏置場所及び藏置場  
所ごとの組数を記載した申告書  
を、この法律の施行後二十日以内  
に、その藏置場所の所在地の所轄  
税務署長に提出しなければならな  
い。

はかるとともに、税体系の整備改善を行なうため酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正しようとするものであります。すなはち、酒税負担の軽減合理化について、大衆酒において現行小売価格をおむね一割程度引き下げるなどを日途に、価格の特に高い酒類については新たに従価税制度を採用することとし、として、各種類間のバランスを考慮しつつ酒税の税率を引き下げるとともに、価格の特に高い酒類については新たに従価税制度を採用することとし、税体系の整備改善については、酒類の取引の実情に即するよう酒類の種類等の区分を改善し、納税方法を申告納税制度に改める等所要の規定について整備改善を行なおうとするものであります。

まず、第一に税率の改正について申し上げます。わが国の酒税負担がかなり高く、特に低所得階層の負担が相当重くなっている実情に顧み、大衆酒を中心として、各種類にわたり、税率を平均で一割程度引き下げることといたしております。この結果、酒類の小売価格は、清酒二級は大びん一本当たり五十円、ビールは大びん一本当たり十円、ウイスキー二級は大びん一本当たり三十円、その他の酒類についても品質等に応じて、それぞれその価格が下がる見込みであります。

また、最近の消費水準の向上等に伴い、価格の特に高い酒類もある程度出回っておりますが、現行の酒税はすべて従量税でありますために、これらの高級酒類の価格に対する酒税の負担割合は、通常の酒類に比べて相当低くなつておりますし、負担の公平上適当でない状況も見受けられますので、今回、このような高級な酒類に対しては、

税率につきましては、以上のはかりょうぢゅうりょうを最近の実情に即するように改める税率の合理化をはかることといた一のあります。

第二に、酒類の区分の改善についてあります。まず、酒類の種類につきましては、最近における酒類の消費及び取引の実情にかんがみ、現在独立の種類とされている濁酒及び白酒の種類を廃止し、他面、現在雜酒の中に分かれているウイスキー、ジン、リキュール等のいわゆる洋酒をウイスキー類スピリット類及びリキュール類に分してそれぞれ独立の種類とすることとし、現在の九種類を十種類に改めるなどとしております。なお、炭酸ガスを加えた種々の酒類は現在すべて酒の中の発泡酒として一律の税率が適用されることになつておりますが、これを今後はそれぞれ炭酸ガスを加えられた酒類として、その税率を適用することといたしております。

また、酒類の級別等につきましても、清酒について、現在の特級及び一級をあわせて特級とし、準一級を級とし、リキュール類については廃止する等、制度の簡素化と取引実情に応じた改善をはかることがあります。

第三に、現在、産業用等のいわゆる特殊用途酒類につきましては、租税別措置法により、ある程度の税率の減が行なわれておりますが、この制度はいわば配給酒類の名残りであります。今日では、その数量も全酒類の程度ときわめて少なくなつておりま

等差と  
つてた  
費立種  
合内一  
種と  
たてて  
度特  
しる  
るの  
てて  
別第  
二に  
適こ  
方と  
これ  
行け  
と  
所要の  
所要の  
す。  
第五に、以上のよな酒税法の改正  
等に伴いまして、酒税の保全及び酒類  
業組合等に関する法律の規定につき、  
税、未納税済出等についても承認制度  
を原則として申告制度に改める等所要  
の規定の整備改善をはかることとした  
しております。  
なお、この法律は本年四月一日から  
施行することとしておりますが、以上  
申し上げました軽減措置による酒税の  
減収額は、昭和三十七年度において約  
三百九億円、平年度において約三百七  
十二億円と見込んでおります。  
以上が酒税法等の一部を改正する法  
律案につきましての提案理由の内容の  
大要でござります。  
次に、入場税法の一部を改正する法  
律案について申し上げます。  
この法律案は、最近における入場税  
負担の状況等に顧み、その軽減合理化  
をはかるため、税率を引き下げるほ  
か、新たに一率の免税点を設けるとと  
もに、展覧会場及び遊園地等への入場  
に対する課税を廃止し、あわせて納税  
方法を申告納税制度に改める等税体系  
を整備改善するため、入場税法の一部  
を改正しようとするものであります。  
まず、第一に税率の改正について申  
し上げます。現行の税率は、原則と  
して、七十円以下一〇%、百円以下  
二〇%、百円をこえるもの三〇%と  
なつております。ただ、演劇、音楽等に  
ついては、三百円をこえるものから

三百〇%、純舞蹈、純音楽等については、百円あるいは三百円をこえる場合にも二〇%にとどめる等の特例が認められておりますが、これを入場税の性質にかんがみ、これらすべての催しものに對し一率一〇%に改めることとしております。

第二に、免税点については、現在、臨時開催の催しもの等の特定の場合に限り、二十円または三十円の免税点が認められておりますが、これを廢止いたしましたて、すべての催しものに對して一率三十円の免税点を設けることとし、零細負担の軽減と制度の簡素化をはかることとしております。

第三に、課税の廢止であります。現在、展覧会場、博覧会場及び遊園地は、いわゆる第二種の場所として、一〇%の税率で課税され、また、いわゆるアマチュア・スポーツは一定の条件のもとに承認を受けた場合に限り免稅されるほかは、原則として課税されることとなつておりますが、これらの催しもの等の性格にもかんがみ、その課税を廢止することといたしております。

第四に、いわゆるみななし課税制度について改善をはかり、單なる割引の場合には実際に領収した入場料金によつて課税することといたしております。

このほか、納稅方法を申告納稅制度に改める等、他の間接税に準じて規定の整備改善をはかることといたします。

なお、この法律は本年四月一日から施行することといたしておりますが、課税範囲、税率、免税点及び非課税に関する改正は、入場券の前売りとの関連において、五月一日から施行すること

といたしております。なお、前引券についての経過的な取り扱いとして、五月一日以後に入場する入場券をおいて約七十億円、平年度において約八十五億円と見込んでおります。

最後に、トランプ類税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は最近におけるトランプ類の消費の状況及び税負担の状況に顧み、その負担の軽減合理化をはかるとともに、納税方法を申告納税制度に改める等税体系の整備改善を行なうため、トランプ類税法の一部を改正しようとすることとするものであります。

まず、第一に税率の改正について申し上げます。トランプ類の消費の性質や、他の消費税課税物品との負担の均衡から見て、その税負担はかなり高く、かつ、課税物品相互間にも小売価格に対する負担の不均衡が見られる実情に顧み、トランプ、花札等については一組につき現行六十円を四十円に、合成樹脂製マージャンについては一組につき現行千円を五百円に、牛骨製マージャンについては一組につき現行四千円を三千円にそれぞれ引き下げを行なうこととともに、反面、象牙製のマージャンについては一組につき現行六千円を八千円に引き上げ、税負担の調整をはかることとしております。

第二に、課税体系の整備につきまして、他の間接税と同様に、納税方法を原則として申告納税制度に改める等諸

規定の整備改善をはかることとしております。

昭和三十七年度において四千七百万円、平年度五千百万円と見込んでおります。  
以上、酒税法等の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げますが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。  
**○小川委員長** これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川豊蔵　これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川委員長 続いて、本日の日程に  
掲載いたしました所得税法の一部を改  
正する法律案外七税制改正法律案及び  
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律  
案の各案を一括して議題といたします  
す。

質疑の通告があります。これを許します。廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 私は、きよらは税務課  
全般ということを避けまして、具体的  
な問題から一つ入っていきたいと思  
います。

ます利子課税の問題、今日非常に賛  
議増強といふ政策目的と税の公平の原  
則といふ問題とのいわば接点と申しま  
すが、そういうな点から税制の相  
当者としての主税局長から現行の利子課  
税の問題について、公平の原則とい  
うものをを中心にしてどういう考え方を  
持つておられるのか、基本的な考え方を  
一つ承りたい、こう思うわけです。

本則に対しまして、大きく申しまして  
二つ例外が認められております。

その一つは、御案内のように利子につきましては、現行の総合課税いたしませんで分離一〇%の課税をやっておる、これが普通の所得の課税方法と違ひ第一点でござります。その二つは、昭和十六年に設けられました国民貯蓄組合法、これが戦後今日でも続いておりまして、この貯蓄組合のあっせんにかかる預金等の利子所得につきましては免稅いたすことになつておるわけでございます。

そこで、最初の分離一〇%の課税の問題でござりますが、これまたとして

そこで、最初の分離一〇%の課税の問題でございますが、これははたして

論問題と、それから実行上それが可能であるかどうかというふうな問題がござります。これは総合の場合でも問題点だと思うのでござります。かりにもし分離しないで税率を源泉でやるとすれば、平日に積みなどどの程度見るか、

木に立地するのでの理由見つか  
この問題があるかと思うわけでござい

ます。いずれにいたしましても、税制上特異の制度でござりますし、ほかのものとは全く違う形になつておきります。今後税制を検討する場合におきまして、この点は色々と問題ござります。

うわけでござります。昨年、ことしの  
税制調査会でも非常に論議を呼んだわ  
けでござります。ことしは最近におけ  
る貯蓄の必要性その他配当とのバラン  
ス等の関係がございまして、ことし一  
年はそのまま従来通り見送るという案  
を提案しておるわけでございますが、  
基本的には租税負担の公平といふ問題  
からいたしまして、大きな問題を含ん  
でおるところだらうと思うわけでござ  
います。片や国民貯蓄組合の問題につ

きましては、貯蓄増強という観点から  
さんだという時期は、おそらくこ  
ういう意味で、より二重のうつぶさ。

制度が二重加入の防止といふような点につきまして、必要な措置が十分でなかつたと思うわけでございます。これが、乱用を招いたと普通いわれるところでございまして、かりにこの貯蓄組合制度をそういう政策的観点から残すにいたしましても、この適正な運営を期するためにも必要な立法的措置がとられねばならぬというふうに考えておるわけでございます。大体以上の二点であります。

貯蓄増強といふもの達成するのに、もう大体理由はそれ一つだとのことです。もちろん配当との関係とことも言われておりますけれども、いう觀点からするならば、こう一年延長する。特にことしは非政策目的としての貯蓄増強の必要性強いという觀点から、そういうことなったかと思うのですけれども、り去年もこの問題を問題にいたして、これはもう税制の面からいへば、一番端的に公平の原則と書くべきで、これはもう税制の面からいへば、一番端的に公平の原則と書くべきで、

点であります。  
○廣瀬(秀)委員 現在の制度がそういう  
て、これはもう税制の面からい  
は、一番端的に公平の原則を書し

りやすいという問題もあるわけですが、この間税制調査会長の中⼭さんにおいで願つたときにも、私この問題を質問したのでございますが、やはり税制として、利子に関する今日二つの大きな特例を設けるということは、これはもうことし一年の延長りまして、そういう角度からする特例といふものを廢止していくのではなく、つねに、かういうことを言つておる。ところによく税制について云ふと、

ちぢみのし、だらがとしあことを言ふ  
たしかが、もんじておが和紙以外の  
ついては、いろいろな方法といふ  
れておるわけであります。何かほかの

方法をもつて、いわゆる貯蓄の増強といふことはやつしていくべきであつて、税制を通じてそういうものをやるといふことは、もうそろそろ清算すべき段階にさへなつたのである。二つ、三つの印を記しておきたい。

いました。もうこの制度がてきてから時限が切られて、それをさらに一年限り延長をして、またも一回延長をする。国民貯蓄を増強することは、国の経済にとってこれは一つでも必要なことだと思うのです。従つて、国民の貯蓄を増強しようという立場だけを、そういう政策目的だけを遂行しようといふ場合には、これは毎年々々、一年延長一年延長をやがるを得ないのじやないかと思うのです。もう貯蓄はたくましくして、この問題を解決するには、これが他の政策と税制との調整でござります。われわれ税制が、税制体系としては非常にすつかり申しますと、われわれはこの型はできるだけ早い機会に廃止されねが、税制体系としては非常にすつかり

すると、どう点は確かにござります。たゞ、この場合考へなければならぬのは、

は、一方において郵便貯金は、これは非課税になつておるのでござります。これはもう非常に古くから、所得稅法ができたときから沿革的にそなつておるわけでございまして、ただその後頂入限度が上がりまして、ことしの改正では五十万円まで上げるような提案がなされておるわけでございます。従いまして、それとのバランスという問題が一方において国民貯蓄組合にあるわけがござります。ですから税制上すつかりさせるという場合に、この両者の問題点を二つあるかと、う問題も、税制

きりさせるという場合に、この両者の問題をどうするかという問題も、税制

ということになります。しかし、いずれにいたしましても、税制の問題としては、こういう特例がなくて済む状態が早くてほしいと思うことは全く同感でござります。

されがれ 分離説の問題は、さうしては、これも理論問題と実効問題が

であります。どこの国でも、特に進んでおる國におきましては総合課税をやつておりますて、脱税が非常に多いとも聞いていないわけであります。たゞこしよ、ども、貴又二日目で、こ

ましても、非常に零細な預金があるものですから、はたして技術的にそれが全部集められるかどうか。どうしてもその国民の納税についての御理解を前提にしないと、総合する場合においてもなかなかうまくいかぬのじやなかろうかという感じがするわけでござります。これは実際問題でございます。その場合、たとえばそれなら暫定的にそういうことでなくして、総合という段階に一挙にいくとなると実効上問題があ

る、そこである妥当な源泉徴収率できめがけであります。その場合の上積み税率が実は一番違つわけでござります。これは所得税のかからぬ納税者から最も多額な納税者に至るまで、ゼロから七十に至るまで、おそらくその税率はあるわけでございまして、それを源泉課税一本でできるということはかなりむずかしい。その中間制度といいたしましては、いわゆる源泉選択の税率があるわけであります。一方源泉徴収でやつておいて、あとで申告で精算する源泉選択にかかる源泉徴収税率を幾らにするか、この問題がござりますし、またかたがたもう少し突っ込んで考えますと、最後に精算する場合におきましても、預金の秘密性との関連において、うまくそれがスマーズに流れの方策が別途考えられねばならぬというふうに感するわけでございます。なかなかこの問題も、税制上の理論からいいますと非常に割り切つてものと言つてよがができるわけでございますが、最後の実効を取める実効の点で及第1盾を取るということになりますと、なかなかむずかしい問題を含んでいる、かように私は考えているわけでございます。

在のすべての税金はまさに問題があるのです。第一、後者の場合などは、われわれの立場からすればもういいだけです。それはやはり控稅力のあるところから取るという建前、これがやはり公平の原則なんだということからいえば、貯蓄の利子であるから税制面で手段に優遇しなければならないことはないと思う。しかもこれは何人も疑いのないように資産所得であり、しかも言うならば不勞所得でもあるわけあります。こういうような立場からいえば、今主税局長が言われるようなことを言っておられたのは全然前進の芽といふものにはその中から出てこないのです。そういう立場から考える問題が一つあることと、もう一つはあなたの方が設定をされた国民財蓄組合法によりましても、現実の姿といふものは、現用を防止するとかあるいはいろいろなことを言つておったけれども、現実には大へんな姿になつていることは、この税制調査会の資料を見てもわかることでありまして、有業人口が四千四百万に対して、国民財蓄組合の組合員数が六千七百七十七万六千という、まさに一五三%に当たっている。しかも一世帶当たりで考えましても三・一日になつているというのだが、ごく最近の三十六年度の実績として明確にされているわけです。そういう傾向といふものには、もう二十七年からずっと見えていて、毎年々々そういう乱用の結果があつたのが累増してきたわけです。そういうことに対して、これは税務当局としてのあなた方がこれについて責任を感じなかつたことが、むしろ

こうい立場といものを考えたら、今のような答弁では私ども何とも満足できません。この利子課税の問題について、税制当局としての決断すべき時期というものがあるのだといふことで、利子課税についてもう少し前進した、すつきりした姿に直したこと、いいう表明がここからであつてしかるべきだと思ふんですが、いかがですか。やはりこういう事態が出来たということについて、それをここ数年来ほつとおかれたということについては、今までその乱用防止の案は出来たけれども、これだけあまりにもおぞ過ぎたんじゃないのか。むしろ政策的、意識的にそれをほつたらかしておったと言ふても、あなた方としては陳弁できかないのではないかと思うわけです。そういうことも含んで、利子課税の問題についてもう少し前進した方法をとる気持はあるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思うのです。

おきましまして約二十五、六億の追徵を見  
るに至つたわけでございます。予算面  
では十八億くらいあげておったのは御  
案内の通りでございましたが、執行面  
ではそれを上回るものが出たわけでござ  
いまして、決してこれで十分とは申  
しませんが、相当努力したということ  
でございます。なお、これに伴いまし  
て加算税をとるべきものにつきまして  
はとつておりまして、これまた五億以  
上に上つているわけでございます。總  
額三十億をこえる追徵を見るに至つた  
わけでございます。

○**村山政府委員** 申し上げます。  
一番新しい数字が三十六年三月で、わかつてござります。組合の種類も、地域、業域、職域、窓口、その他、とございますが、これらを合計したところで申します。組合数で九万四千二十二組合でござります。組合員數で六千七百七十七万六千人でござります。金額で申しまして四十六億六千五百五十九万三千円でござります。——間違えました。金額は四兆六千六百十五億九千三百万円でござります。

○**広瀬(秀)委員** それよりも新しい時点では調べたことがございませんか。

○**塙谷説明員** お答えいたします。

国民財蓄組合の動向に關しましては、ただいまでは一年に一回報告が出て参ることになつております。従いまして、ただいまのところでは、三十六年三月末の数字が一番新しいものでございます。

○**広瀬(秀)委員** 一番新しい数字がそこに出たわけございますが、私は今、主税局長がその数字の金額単位を違えたところに問題があると思うのです。明敏な主税局長がそんなことを間違えるはずがないのです。四兆と四十億と間違えるということは、もう絶対にあり得ないことなんです。

それは別といたしましても、四兆六千億からの国民財蓄組合に加入されている預金がある。これに対して、分離一〇%の課税をかりにやつたとしまし

○村山政府委員

○広瀬(秀)委員 国民貯蓄組合の加入している状況を、一番新しい数字で、組合数、組合員数及び金額、これについてちょっとお示していただきたいと思います。

たならば、これは幾らになりますか、これを一つ伺つておきたい。

○村山政府委員 分離一〇%の課税をするとのよしは別でございますが、單純に計算いたしますと、二百億くらいになると思われます。

○広瀬(秀)委員 ことしはまだ租税特別措置による減収の見込額が一覧表になつて出てませんが、これを一つ資料として提出していただきたいと思います。これを間違いなく約束してもらいたいと思います。

今の中に対しまして、分離一〇%課税で、内部的に、六ヶ月ものとかいろいろ条件が違うから、だいぶ安全率を見込み、ずいぶん甘く見て二百億といふことを言われたわけですが、それはどういう事情に基づくものですか。

原則的には、黒金さんが——彼も税金の大家のようですがれども、一〇%ですぐわかるじゃないか、四百六十六億といふことになるじゃないかという趣旨のことを言っているわけですが、そういうように違う原因というのほど

○村山政府委員 ただいまの四兆六千億と申しましたのは、これは元本でございまして、従いまして、普通預金、定期預金その他のみんなの利率が違いますので、それぞれ預金の種類別に元本を推計いたしまして、それに対応する支払い利子額を求めますと、約二千億になるやに思われます。それに対しても、それが預金の種類別に元本を二口だけは選べるということと、一百二口までということで、それ以外の

今まで一千円を三十九口に分割をしていろいろな形がだいぶあつたわけですから、そういうようないろいろな問題が完全に防げるという立場でお出しになつておられるわけですか。それからただいま租税特別措置法の三十七年度の数字を出すようにというお話をですが、早速出します。実は、わ

れわれの方で三十七年度について見込

んだ数字がござりますので、今の部分に関する限りどれくらいの租税特別措

置によつて減税になつておるかといふ点を、国民貯蓄組合の預金の利子の免

税によつて幾ら、それから分離課税によつて幾らという点を数字だけ申し上

げますと、三十七年度は国民貯蓄あつせんの利子の免税が百五十億、その減税分が百五十億以上あるよろしく思いま

す。それから分離一〇%の課税による税率の軽減による減税分が百二十五億、合計いたしまして二百七十五億と

いう程度の数字に上るようございま

す。

○広瀬(秀)委員 その数字はいずれ要

求をいたしまして詳細に出していただきたいと思います。

それで、今度の国民貯蓄組合法の一

部を改正する法律案で乱用の防止をす

るということについて、乱用の状況は

先ほど私が申し上げましたような状況になつてゐるんですが、これがはたして

この法律の一部改正で絶対可能だ

たとえば有業人口に対して一五三%になつたり一世帯当たり三・一口になつたりといふようなことは若干改まると思ひますけれども、ほほ完全なままでに

窓口で二つできるというのは、信託銀行のように信託と預金をやつてあるよなところはできるかと思います。それで、今度の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案で乱用の防止をするということについて、乱用の状況は先ほど私が申し上げましたような状況になつてゐるんですが、これがはたしてこの法律の一部改正で絶対可能だ

たとえば有業人口に対して一五三%になつたり一世帯当たり三・一口になつたりといふようなことは若干改まると思ひますけれども、ほほ完全なままでに窓口で二つできるというのは、信託銀行のように信託と預金をやつてあるよなところはできるかと思います。それで、今度の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案で乱用の防止をするということについて、乱用の状況は先ほど私が申し上げましたような状況になつてゐるんですが、これがはたしてこの法律の一部改正で絶対可能だ

たとえば有業人口に対して一五三%になつたり一世帯当たり三・一口になつたりといふようなことは若干改まると思ひますけれども、ほほ完全なままでに窓口で二つできるというのは、信託銀行のように信託と預金をやつてあるよなところはできるかと思います。それで、今度の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案で乱用の防止をするということについて、乱用の状況は先ほど私が申し上げましたような状況になつてゐるんですが、これがはたしてこの法律の一部改正で絶対可能だ

たとえば有業人口に対して一五三%になつたり一世帯当たり三・一口になつたりといふようなことは若干改まると思ひますけれども、ほほ完全なままでに窓口で二つできるというのは、信託銀行のように信託と預金をやつてあるよなところはできるかと思います。それで、今度の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案で乱用の防止をする

と、今度の改正によって、その相当部分は今までの乱用の中身から見まして

防げるようになります。今度の改正では、ごらんのように、まず從来は十三種類でございますが、各種類ごとに三十万とある。かなり非現実的なものを、それぞれ三種類にしまして、その場合に三十万を五十万に改める、ただ

し選択する場合には、そのうちの二つ

に限るということになつておるわけです。しかも同一人は一組合しか加入で

きないといふ現行法の規定はそのまま踏襲してございますので、従つて普通銀行につきましては、實際上は預金な

ら預金だけになるわけございます。

○広瀬(秀)委員 金融機関に対して、

非課税貯蓄申込書の提出を要することとするといふことが一つ具体的な方法である、それから、窓口組合の場合には加入しようとする者の資格の調査を

ふうに、いわばそのグループを概念でそれから地域組合につきましても、

今度は二種類しかできない、こういうふうに、いわばそのグループを概念で

はなくて実際の問題に合わせてやつて

いたといふのが一つの制度でございます。

○村山政府委員 先ほど私が、この改

正によりまして相当なる効果をおさめ得るのではないかと申し上げたのは、実

はこういふ認識を持っておるわけでござります。現在の乱用の形を見てみますと、ほとんど店内での分割で、これ

いといふのが銀行の立場だと思う。そういう本質的な問題に対し、これだけのことできるのだろうかといふことを私ども考へざるを得ない。うしろ

の方で、どうぼうに金庫の番人をさせねばなりませんが、この点で、たとえば

こういう場合は一体どうなんでしょう。ある銀行に非課税貯蓄申込書の提出をする、また別の銀行へ行ってこ

れをやる、そういうように、銀行を幾つもかえればこれはできるのじゃないですか。これが一つ。それから、資格の調査はどの程度にどういふ具体的な方法をもつてやるのか、その二つについて伺いたい。

○村山政府委員 先ほど私が、この改

正によりまして相当なる効果をおさめ得るのではないかと申し上げたのは、実

はこういふ認識を持っておるわけでござります。現在の乱用の形を見てみますと、ほとんど店内での分割で、これ

が大部分でございます。それからもう一つは、銀行がそれが分割だといふことを知つておるということなんでござります。それがいろいろな名義になつておる。極端なのになりますと、本人の名義のまま分割されているようなどとがございまして、銀行は百も承知なんです。なぜ銀行がそういうことを知りながらできなかつたのかといふことに問題があるわけでござります。だん

だん聞いてみますと、はつきり申しますと、いわば銀行相互間の預金獲得競争、これが最も大きな原因であつたよ

うに思われます。われわれも知つていて、これが最も大きな原因であつたよ

うといふ考え方を本質的に持つてゐる銀行家に、せいぜいこんなことを

お聞きなさいます。今度はその点につきまして一つのくさびが入つたよ

うといふ考え方を本質的に持つてゐる銀行家に、せいぜいこんなことを

お聞きなさいます。今度はその点につきまして一つのくさびが入つたよ

うといふ考え方を本質的に持つてゐる銀行家に、せいぜいこんなことを

じやないか、お互に食い合っていると  
いうのが実情じゃないかというような  
点をいろいろ話したことがございま  
す。私の会った範囲での銀行家も、全  
くその通りなんだ、しかしそろかと  
いつ自分のところがやめたらほかに  
預金が流れるんだ、だからやるからに  
は、途中からといふことでなくて、新  
しい方式によつて乱用防止と、ということ  
は金融機関一齊に進んだ場合に、初め  
て効果を得るのであつて、一人だけや  
ることとは、これは要するに銀行  
の預金競争において脱落するといふこ  
となんだから、これはわれわれも悪  
かったかもしれないけれども、制度に  
基本的な問題があるし、どこかで再ス  
タートのチャンスを与えてもらわなければ  
ならぬ、そういう趣旨のことをわ  
れわれは強く訴えられたわけでありま  
す。考えてみますと、確かにそういう  
ことはうなづけるわけでございます。  
そういう意味で、われわれは新しい制  
度のもとに金融機関が一齊にこの新し  
い制度の精神でスタートいたします  
ば、大部分の弊害は除去し得るものと  
考えておるわけでございます。

それから、広瀬先生のお話になつ  
た第二点の、店舗を異にして二重加入  
する場合あるいは仮装名義を使つて場  
合、これはどうだといふお話しでございま  
います。これは今度の制度でも法制上  
は防止する道は出でおりません。た  
だ、本人が加入申し込みをする際に、  
他の組合には入つていなかつて、つまり他  
の店舗には国民貯蓄組合として預金し  
ている預金はございません、こうい  
う誓約をした上で入るわけでございま  
す。従いまして、納税者の普通の人の  
心理状態を考えますと、それでかなり

防止ができるのではなかろうか、また銀  
行もその点を確かめる等の方法により  
まして、相当防止できるのじやない  
か。まあ從来の乱用から申しますと、  
二重加入という問題は非常に少ないわ  
けでございます。今度は店内を縮める  
ことによつて店外に動くのではないか  
といふ御懸念でございましょうが、そ  
の点はそれらの納税者の善意と金融機  
関の御協力によりまして相当防止でき  
ます。それでも、今後組合の適正な運営状況  
を監査する場合に、税法上二重に加入  
しているかどうかというような点にも  
十分配慮をしていろいろ検査をしてい  
ただくというふうにわれわれは聞いて  
おります。もちろん疑いがある場合に  
おきましては、税務の監査もまた通常  
必要があれば行なわれるわけでござい  
ますので、それらの措置と相待ちまし  
ります。もちろん疑いがある場合に  
おきましては、税務の監査もまた通常  
必要があれば行なわれるわけでござい  
ますので、それらの措置と相待ちまし  
ります。

○広瀬(秀)委員 あとの質問に答えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 今のお話を聞いてい  
まして、やはり一つの店内で一千万円  
を三十幾口に分けたというようなこと  
は防止されるけれども、これはあくま  
で税金をのがれようとする者にとって  
は、どんな方法もあるのだ。その方  
法については規制がないといふこと  
で、しかもこれは全然罰則も何もない  
わけですね。このことが一つです。  
それから問題は、その組合員名簿と  
いうよなものを税務当局が銀行から  
出させてこれを検査するといふよな  
ことができるよな立場になつて  
いるのか、そしてまた、そういう場合に二  
重、三重になつて、この二口といふ制  
度のなかの規制の用意といふものがある  
かないのか、これが第二点。

○村山政府委員 これはおそらく時  
組合法の施行規則、細目の方で明らか  
になると思いますが、われわれが聞い  
ておる範囲では、その申し込んでおる  
人が住所氏名を書いていっているわけ  
ですが、それが事実であるといふ確認

の問題、それから他の組合に入つてい  
ないといふ書約書がありますが、その  
うち自分の店舗についてはこれはあ  
るが、今までほとんど銀行がわかつ  
ております。その問題はおのずから確  
認がつくものと思います。従つて、残  
かにつきましては大体確認得るもの  
といふふうに考えておるわけでござい  
ます。

○広瀬(秀)委員 今お答えになりま  
したという税務当局の善意にもかか  
わらず、効果としては、ほとんどその  
のがどうか、この問題だけが残る。ほ  
ら実情からいましても、現在二重加  
入しているものについては、店内二重  
加入についてはほとんど銀行がわかつ  
ております。その問題はおのずから確  
認がつくものと思います。従つて、残  
かにつきましては大体確認得るもの  
といふふうに考えておるわけでござい  
ます。

○村山政府委員 その点は、従前の法  
律からあつたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 従前そういうものが  
あつてこれだけの乱用の状況になつて  
いるといふことなんですね。そうだと  
すれば、今度せつかくこの乱用を防止  
しようといふからには、そういう面で  
のチエックといふものがやはりなけれ  
ば、これは先ほどから申し上げてお  
るよな、全くのざる法に終わつてしま  
ふ法はたしかその違反があつたら、三  
百円でございましたか、低額の過料が  
課せられることになつております。税  
法におきましては、もちろん監査権が  
あるわけでございまして、源泉徴収義  
務者としての金融機関等については十  
分源泉徴収義務を的確に適正に履行し  
ておるわけですが、これはまさに画龍点睛を欠くも  
のではありませんし、また、質問検査権によ  
りまして、必要があれば所要のことを行  
なうといふことに対するものであります。ただ、お話  
のよう、この組合法の中では組合員  
名簿、住所、氏名といふよなものを  
作つて、それを税務署の方に出させる  
かどかといふよな問題も、立案の  
途中においては、一つの案として考え  
られた段階でござります。ただ、この  
組合約には国民貯蓄組合の制度による  
免稅といふものが、二口百万円といふ  
以外は免稅にしないんだぞといふよ  
なことも、まるきり役には立たないの  
じやないか、こういふように考えるの  
ですが、いかがですか。

○村山政府委員 先ほどお申しまして、どうにか  
ように、今の弊害の根源を見ますと、どうも罰則が弱いからとか、あるいはそれを監査できるシステムが十分でない  
ところ、大部分の原因は、本制度をほんとうに適正に運用しようという金融機関の気がまさると、それに対する納税者の理解、この問題が大部分を決定しているといふうに、われわれは実は認識しておるわけでございます。従いまして、確かに、それら非常に強い罰則とかあるいは名簿を中心とする資料が自動的に税務署に集まるというような制度をとらないといふ面については、もちろんその面では不十分だといふそりは、あるいはあるかもしれません。しかし実際問題として考えてみますと、さつき言ったような乱用の原因からいたしまして、現在ある乱用の相当部分は防止し得るものだといふうに私は考えておるわけでござります。  
○広瀬(秀)委員 この問題はだいぶ内容がはつきりしてきましたので、またいすれ日を改めて、具体的な資料等も先ほどの問題で要求もいたしましたから、それに基づいてもう一へんやることにいたしまして、きょうは問題を次に移したいと思います。

通行税法の問題ですが、去年、本委員会で附帯決議を、これは与野党一致した場所一致の決議でつけたわけでありますが、その結果、今回二〇%から一〇%に下がったわけでありまして、その点では、国会の意思が一部実現したわけであります。その点では大へんけつこうなのですが、ただここで、

の段階へきて、通行税などといふもの  
を設けておくこと自体にやはり問題が  
あるのじやないかということがござい  
ますし、さらに国鉄の場合に、航空機  
における九十二条に基づく特別措置と  
の関連において、なぜそりやうような  
差別を設けなければならぬのか、税制  
調査会でも、この問題については、通  
行税は二〇%から一〇%にしろといふ  
ことだけを言って、航空機の特別措置  
についてどうこうということは何も触  
れなかつたわけです。航空機はもろ今  
まで特例で一〇%にされておつた。国  
鉄よりも一步早く、国鉄の一等や特急  
や寝台といふようなものとの見合いに  
おいて二〇%、それに対し特例で一  
〇%ということになつておつたわけで  
すけれども、その二〇%を今度一〇%  
にしろといふだけのことで、航空機に  
ついて、現行の一〇%の特別なものも  
五%にしろということは、何にも税制  
調査会は言つてないわけであります。  
これはどこからも大した意見といいま  
すが、そういうものも実は出てなかつ  
たのですけれども、それにもかかわら  
ず、最後のところになつてこれをほつ  
と出してきたといふのは、やはり何ら  
か政治的なプレッシャーがあつたの  
じやないかとすら疑われるわけです。  
合理的な根拠といふものは、一体その  
間にあるのですか、どうですか。その  
点を一つ伺いたい。

結果今度の提案になつておるわけでござりますが、この通行税につきましては、今の二〇%では、ほかの間接税体系に比べてやや重いといふことでござります。特に世間ではそういう御意見もあつたわけでござりますが、間接税体系全体を見ますと、入場税との振り合い等も考えてみまして、しかも通行税とはいいながら、実際課税の対象になつておりますのは、汽車の一等、それから汽船の特等、それから飛行機、これだけでございます。そういたしますと、国鉄の場合は、全体の乗客数に対して〇・六%くらいでござります。しかもその料金割合は税込みで改正前の約二倍、税抜きで一六六、らいだと思っておりますが、それくらいのことになつております。こうなりますと、現在の日本の消費の階層別の実態からいたしまして、やはり課税を廃止するといふのは行き過ぎではなかろうか。各國におきましても、もちろん通行税のないところもござりますが、アメリカ、西独、フランス等におきましては、いずれもこれに相当する税金がかかるております。そういう意味で、廃止というところにはいかないで、従来の二〇を一〇にとどめるということになつたわけであります。

考えていく必要があるであらうとい  
ところで盛られたわけであります。  
ことは出でおりません。ただ、出  
ないといふことは、なかつたわけ  
やないかというお話をござります。  
おっしゃるよう、答申本文には  
のことは出でおりません。ただ、出  
ないといふことは、なかつたわけ  
はございませんので、その経過の説  
等の詳細におきましては、その点が  
ござおりまして、やはりよく現状を調  
べた上で、その必要があるなら適当の  
減税率を盛るべきであるといふ趣旨  
のことが、その答申の明細の方ではう  
にわざておるわけでございます。  
われわれ、いろいろ調べて参ります  
と、現在の民間航空、すなわち日航と  
日本空輸の経理内容は、現在の料金  
にもかかわらず、まだ相当基礎が脆弱  
だと認められます。一番最近のことろ  
と、三十七年三月の決算見込みによつ  
て、なぜかでございますが、日航で申します  
と、大体国内線が黒字、それから国  
際線が赤字、通じてとんとんとござい  
ます。ただその場合に償却不足は相当  
程度ございまして、税法でいうところ  
の償却限度一ぱいまでやつた場合に比  
まして、その不足額は十億九千万円  
程度に上る予定でございます。国内線  
の赤字、このほかに償却不足十億九  
千二百万といふところでございます。  
六百万円、それから国際線が赤字十  
五億七千五百万、差引二億三千九百万  
円の赤字、このほかに償却不足十億九  
千二百万といふところでございます。  
日本空輸につきましても、単純な公  
開決算の予定では、利益が四億五千萬  
程度出るやに見受けられますが、償却  
不足額が一億九千五百万、そのほかに  
日本空輸につきましても、単純な公  
開決算の予定では、利益が四億五千萬  
円の赤字、このほかに償却不足十億九  
千二百万といふところでございます。

すので、これらの企業資産を落とします。と、これまた実質上は赤字だ、これら等に乘る者と飛行機に乗る者と、これ見ましてもなお航空機は一等料金に比べましてはある程度割高になつておる。こういう現状等を見まして、もうしばらくの間この軽減の措置を続けることが必要ではないか。ただ今度は半分にして一〇%を五%にいたしましたので、はなはだ形式的なものの言い方ですが、特別措置による減収額は一〇%から五%に減りましたので、その分は機械的に金額は減つて参るわけでもございまして。内容的に申しますと、ただいま申しましたよくな実情でありますので、もうしばらくこの措置を継続する必要があるというふうに考えるわけであります。

かなかないのかというような点についてい  
は、むしろ航空機を利用する人の方が  
担税力があるのだといふことも当然だ  
し、それでできるだけ航空機に人を乗  
せてやるうといふ政策目的をもつと  
もつと強く出すためには、国鉄を犠牲  
にしてやらぬのだといふとともに  
あるのかもしませんけれども、そ  
ういう氣持であるのかどうか。国鉄はま  
だ經理はいいのだといふけれども、去  
年の運賃引き上げの場合においても、  
あればだけの国民的な抵抗がやはりある  
わけです。はたして国鉄の場合でも減価  
償却なんかが、航空機会社と事情は若  
干違ひけれども、十分に減価償却など  
を認められているかどうかといふよ  
うことになると、これは非常に論議が  
あると思うのです。やはり若干のもの  
をまだ残す段階だという理論があると  
しても、航空機に乗る者の払込通行税  
と——同じ九州に行くのに四時間しか  
かからぬで行つてしまふ、片方は急  
に乗つて行つても十七、八時間かかる  
といふような場合に、片方は、のろの  
ろと行く方が税金を高くとられて、運  
賃は今度の措置によつて比較してみる  
と幾らも違ひがないような状況になつ  
ている。そういう状況だとする  
ならば、もうこれは5%くらいに、せ  
めて同じような状態に持つていつて  
いでのではないか、こういうようなと  
ころまで考えが及ぶわけですが、そ  
う点いかがですか。

○村山政府委員 民間航空を国鉄との  
比較において対比する、こういう見方  
もあるかと思いますが、われわれむし  
ろ重点を置いておられますのは外國の民  
間航空、これとの関係が一番重要じゃ  
ないかといふふうに考えておるわけで  
あります。国鉄との対比といふ考え方  
もござりますので、その点について申  
し上げますと、これは三十五年度の実  
績しかわかりませんが、旅客総数が国  
鉄で十七億八千三百万人、そのうち課  
税になつた人員でございますが、これ  
が千百万人でございます。今度は二等  
がはずされ、新一等だけあります  
ので、割合はこれより減ると思いま  
す。単純に三十五年度の割合で見ます  
と、片や課税人員の比較をとつてみま  
すと、国鉄が、これは三十五年度の二  
等を含んだ数字でございますが、二千  
二百万人が課税人員でございます。航  
空機の方は御指摘のように逐年利用者  
数がふえて参りましたして、九十八万人で  
ございます。従つて〇・5%弱といふ  
数字でございます。この乗客は軽減税  
率ではございますが、全部かかる、こ  
ういう状況でございます。先ほど申し  
ましたように、民間航空につきまして  
軽減税率をやつておるというのは、こ  
れらの状況、それから現在の料金がな  
ど、お航空機が高いという点、それから民  
間航空機が日本の場合非常におくれて  
発達したということ、それらが不良資  
産をかかえておつて、実質的に赤字で  
あるということ、それから将来の問題  
として非常に今飛行機の機種が日進月  
歩しております、今後といえどもお  
そらくとつかえひつかえ新しい機種を  
設けざるを得ないといふ状況が容易に  
想定されます。それらの点を考えまし  
て、「一方一〇%」といふときに、なおし  
ばらくの間五〇%程度の税率といふのは  
やむを得ないのでなかなか、こう  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。国鉄の減価償却の問題につきまし  
ては、もちろんこれは国鉄なりあるい  
ないかといふふうに考えておるわけで

あります。国鉄との対比といふ考え方  
もござりますので、その点について申  
し上げますと、これは三十五年度の実  
績しかわかりませんが、旅客総数が国  
鉄で十七億八千三百万人、そのうち課  
税になつた人員でございますが、これ  
が千百万人でございます。今度は二等  
がはずされ、新一等だけあります  
ので、割合はこれより減ると思いま  
す。単純に三十五年度の割合で見ます  
と、片や課税人員の比較をとつてみま  
すと、国鉄が、これは三十五年度の二  
等を含んだ数字でございますが、二千  
二百万人が課税人員でございます。航  
空機の方は御指摘のように逐年利用者  
数がふえて参りましたして、九十八万人で  
ございます。従つて〇・5%弱といふ  
数字でございます。この乗客は軽減税  
率ではございますが、全部かかる、こ  
ういう状況でございます。先ほど申し  
ましたように、民間航空につきまして  
軽減税率をやつておるというのは、こ  
れらの状況、それから現在の料金がな  
ど、お航空機が高いという点、それから民  
間航空機が日本の場合非常に遅れて  
発達したということ、それらが不良資  
産をかかえておつて、実質的に赤字で  
あるということ、それから将来の問題  
として非常に今飛行機の機種が日進月  
歩しております、今後といえどもお  
そらくとつかえひつかえ新しい機種を  
設けざるを得ないといふ状況が容易に  
想定されます。それらの点を考えまし  
て、「一方一〇%」といふときに、なおし  
ばらくの間五〇%程度の税率といふのは  
やむを得ないのでなかなか、こう  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。国鉄の減価償却の問題につきまし  
ては、もちろんこれは国鉄なりあるい  
ないかといふふうに考えておるわけで

○広瀬(秀)委員 運輸省からおいでに  
なつておりますか。——運輸省にお伺  
いしたいのですが、主税局長は税金を  
とる方の立場ですから、国鉄の場合に  
は償却不足なんというものはまずない  
だらう、こう言われておるわけなんで  
すが、この点理想的な償却をしたとす  
るならば、さらほどのくらいその償却  
率ではございますが、全部かかる、こ  
ういう状況でございます。先ほど申し  
ましたように、民間航空につきまして  
軽減税率をやつておるというのは、こ  
れらの状況、それから現在の料金がな  
ど、お航空機が高いという点、それから民  
間航空機が日本の場合非常に遅れて  
発達したということ、それらが不良資  
産をかかえておつて、実質的に赤字で  
あるということ、それから将来の問題  
として非常に今飛行機の機種が日進月  
歩しております、今後といえどもお  
そらくとつかえひつかえ新しい機種を  
設けざるを得ないといふ状況が容易に  
想定されます。それらの点を考えまし  
て、「一方一〇%」といふときに、なおし  
ばらくの間五〇%程度の税率といふのは  
やむを得ないのでなかなか、こう  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。国鉄の減価償却の問題につきまし  
ては、もちろんこれは国鉄なりあるい  
ないかといふふうに考えておるわけで

は運輸省で見ておりますし、また主計  
局におきましても、十分償却が行なわ  
れると、いうその基礎の上に年々の予算  
を組んでおると思つておりますので、  
償却不足があるということは、私、數  
字はわかりませんが、まずないものと  
いうふうに常識的に思われるわけでござ  
います。

○広瀬(秀)委員 運輸省からおいでに  
なつておりますか。——運輸省にお伺  
いしたいのですが、主税局長は税金を  
とる方の立場ですから、国鉄の場合に  
は償却不足なんというものはまずない  
だらう、こう言われておるわけなんで  
すが、この点理想的な償却をしたとす  
るならば、さらほどのくらいその償却  
率ではございますが、全部かかる、こ  
ういう状況でございます。先ほど申し  
ましたように、民間航空につきまして  
軽減税率をやつておるというのは、こ  
れらの状況、それから現在の料金がな  
ど、お航空機が高いという点、それから民  
間航空機が日本の場合非常に遅れて  
発達したということ、それらが不良資  
産をかかえておつて、実質的に赤字で  
あるということ、それから将来の問題  
として非常に今飛行機の機種が日進月  
歩しております、今後といえどもお  
そらくとつかえひつかえ新しい機種を  
設けざるを得ないといふ状況が容易に  
想定されます。それらの点を考えまし  
て、「一方一〇%」といふときに、なおし  
ばらくの間五〇%程度の税率といふのは  
やむを得ないのでなかなか、こう  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。国鉄の減価償却の問題につきまし  
ては、もちろんこれは国鉄なりあるい  
ないかといふふうに考えておるわけで

七、八%から九・〇%といふうになつ  
ております。

○広瀬(秀)委員 今お答えがありま  
し、たが、私がちょっと調べたところによ  
りますと、航空機の場合と国鉄の一等  
は、どちらも運輸省で見ておりますし、また主計  
局におきましても、十分償却が行なわ  
れると、いうその基礎の上に年々の予算  
を組んでおると思つておりますので、  
償却不足があるということは、私、數  
字はわかりませんが、まずないものと  
いうふうに常識的に思われるわけでござ  
います。

○広瀬(秀)委員 運輸省からおいでに  
なつておりますか。——運輸省にお伺  
いしたいのですが、主税局長は税金を  
とる方の立場ですから、国鉄の場合に  
は償却不足なんというものはまずない  
だらう、こう言われておるわけなんで  
すが、この点理想的な償却をしたとす  
るならば、さらほどのくらいその償却  
率ではございますが、全部かかる、こ  
ういう状況でございます。先ほど申し  
ましたように、民間航空につきまして  
軽減税率をやつておるというのは、こ  
れらの状況、それから現在の料金がな  
ど、お航空機が高いという点、それから民  
間航空機が日本の場合非常に遅れて  
発達したということ、それらが不良資  
産をかかえておつて、実質的に赤字で  
あるということ、それから将来の問題  
として非常に今飛行機の機種が日進月  
歩しております、今後といえどもお  
そらくとつかえひつかえ新しい機種を  
設けざるを得ないといふ状況が容易に  
想定されます。それらの点を考えまし  
て、「一方一〇%」といふときに、なおし  
ばらくの間五〇%程度の税率といふのは  
やむを得ないのでなかなか、こう  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。国鉄の減価償却の問題につきまし  
ては、もちろんこれは国鉄なりあるい  
ないかといふふうに考えておるわけで

料金といふものが相当広範囲に利用さ  
れて、しかも去年の証券会社の「銀行  
よさよなら、証券会社今日は」じゃ  
ないけれども、国鉄よさよならとい  
うよろしく宣伝がなされまじき現実も出  
ておるのであります。たとえば千円安  
くても時間はこれこれと、それでサービ  
スは満足ということになりますと、非  
常にそういう面でおかしいじゃないか  
と思うわけです。(国鉄がんばれ)と  
呼ぶ者あり)私、国鉄出身だから別に  
がんばっているわけじゃないけれど  
も、これは、航空機等に対して、経理  
が、もちろんまだ国外線なんかは赤字  
が出ている、国際競争のためににはこれ  
くらいめんどうを見てやらなければ  
いよろしくしてやるために、幾ら税制が  
考えたならば大へんな違いであります  
けれども、一番安いのは家族サービス  
の四千四百十円、夜間サービスの四千四  
百五十円、国鉄の場合は普通急行の一  
等で、寝台のAの下を使ふと五千三百  
六十円であります。ビジネスの場合で  
も五千円、あるいは新婚の場合でも航  
空機は五千円といふことになりますと  
これはもう全然——国鉄に乗つて特急  
だといつても七時間近くかかる、それ  
が一時間半ぐらいで飛んで行つて、し  
かも五千円で行くといふことになりますと  
ら、これは妙なことになるのぢやない  
かと思います。こういうよろしくな状況が  
東京—大阪間ばかりじゃなくて、東  
京—福岡間でもあるいは東京—札幌間  
でも、ほとんど国鉄の運賃を出して一  
等の寝台なんかで行くといふのがばか  
くさくなつてゐるよろしくなつてゐる航空機の割引

で、だいぶ経営者陣も苦労をしている方においてはやはり考慮をしていただかなければならぬじゃないかと思うのです。そういうことは一応考えていましたが、実際に空機会社の方ではガソリンも全部免税であります。航空機の使用するガソリンは全部免税だということにし、さらに通行税の面でもわざわざ特別措置を作つて五%にしている。何も国鉄の一等や、あるいは二等の寝台に乗る、しかも長時間かけて旅行をするといふことに対する一〇%の税金をとるということはどれほどの合理的な根拠があるだろうかということになりますと、私は非常に疑問に思つたのであります。一体その点どんなふうに考えるのか。国鉄の一等に乗つて寝台に乗ること、あるいは特急に乗ること、これは今日非常にぜいたくなことだと考へがあるのでしょうか。この一〇%というのを合理的だと考へるのは一体どういうところから出でてくるのか、これについてはつきりお示しをいただきたい。

もらひのが、現在のいろいろな国民の消費の態様から考えてみてどんなものであろうか。それが一〇といつたときに行き過ぎであろうか。特に入場税等につきまして今度は一〇でいいいるわけであります。それを考ふるとわれわれはバランスがとれておるといふうに考ふておるわけでござりますが、その辺の常識的の感覚に出てゐるわけでございます。先ほど申しましたように、全体の国鉄の旅客のうち、三十五年度では〇・六%、一%にも満たない人が税抜き料金で一六六%くらいの高い料金を払つて乗つておられる。これに対しして一〇%程度の負担をしていただぐことが非常に無理なことから、もうしばらくの間五%くらい輕減することができるではないであろうか。機につきましては、別途申しましたように、先ほど申しましたような趣旨から、この考え方でございます。飛行機につきましては、別途申しましたように、先ほど申しましたよろしくお手元に持参しておられた先生がおつしやつたように、今の飛行機の料金と国鉄の一等の料金、これはもちろん普通料金でいいます。もちろん割引料金その他を考えますと、そこそこあるいはかつて運転する場合もありますが、一般的には飛行機の方が若干高い状況でござります。ただ今度の減税によりまして一方は一〇%下がりますが、片方は五%下がるにとどまりますので、料金の格差は絶対額は相当縮まつてくる。東京大阪間の急行一等寝台で申しますと、ただいまお示しにあつたように、改正後では五千三百六十円、飛行機が六千円となります。従来はそれぞれ五千八百四十円と六千三百円でござりますのとおりましたもので、約五百円程度開いておりましたもの

が、今度はこの格差が広がりまして百四十円程度になるわけでござります。〔飛行機は割引をするぞ」と呼ぶ者あり〕ももちろんその割引の問題はございますが、これは一般的の普通の人が乗る場合の普通料金との比較をしておるわけでござります。

○広瀬(秀)委員 航空機会社は経理が好転するまでということと、租税面でいろいろな形での特典が与えられていました。ところが国鉄は、国鉄の国内における輸送の地位が非常に高いというふことはどなたもわかつておると思います。具体的な数字はあげませんけれども、そういうことはわかつておる。しかも今日、国鉄が国家的な補助を受けているというのは、新線建設、赤字路線を建設する際の資金に対する利子補給、わずかに去年から三億円が計上されただけで、あとは全部、借金したまゝのに対してもほとんどヨマーシャルベースによる利子をちゃんと払つております。そういうようなことがあります。しかも国鉄がどんどん発展していくための運賃体系として、運賃自体においても一等は二等の倍といいうものがとられておる。そういう状態で運賃体系がてきて、しかも国鉄がどんどん発展していくために、運賃体系の中にもう國の鉄道輸送といいうものが遂行されるべきものが含まれているということになるわけだと思うのです。そういうふうなことを考えてみますと、運賃体系自身の中にやうやく競争路線としての航空機といいうものもあるのが、意識的に、国鉄の特急一等寝台のお客と競合して、うちの

方が勝つのだという気持で、そういう意識を持つて宣伝をしておるといふうな場合にまで、通行税を別建にして、国鉄の一等に対し一〇%、航機に乗つたよりもよけい負担させるいうような、少なくとも道義的なあるいは政治的な理由というもののはどうから見ましても、あるいは経済的ながら見ましても、あるいは經濟的には、もうなくなつたのじゃないか。だから船空機五%にしなければならぬ。というなら、これはやはり国鉄の場合もあるいはその他の汽船の一等の場でも五%にしていいんじゃないか。この点についてはどうですか。これは常に具体的な質問なんですが。……

格差は若干拡大するわけあります。さつき縮小と申しましたのは間違います。ございまして、若干減税という問題もござつてはなるほど反対があるが、現よりも格差が拡大するということは、そほど無理なことではないのじやない。います。それらの点を考えますと、うしばらくの間五%くらいの軽減措は、将来相当伸びる新規の物品につきましては、将來相当伸びる新規の物品につきましては、ある程度これは物品税もそうでございましょうが、ある程度も成する措置をとりませんと、いきなり既成の物品と同じように消費税を引きたしますと、伸びるものも伸びないといふようなことがござります。それで、問題は程度いかんの問題だと思ひます。われわれとしては、この程度の軽減措置をもうしばらく時間とることはやむを得ないのじやなかか、こういうふうに考へておるわけござります。



ケートをとった資料がございます。一応一等の、定期でないお客様の旅行目的ということでもつて、四つに分けて取りましたもので、必ずしも正確かどうか別として、一応調べた結果を申し上げますと、いわゆる公用、社用、商用というビジネスのカテゴリーに属するものが六四・五%，研修とか修学、体育、そういう関係で旅行するものが一五%，それから私用、家事、慰安、行楽、そういうものに属するものが一八・七%，その他が一・八%であります。(「国鉄はどうだ」と呼ぶ者あり)国鉄職員を一等に乗せるには非常に厳格にいたしておりましてごく少數の者しか一等を利用できないようになります。

○広瀬(秀)委員 大体今お答えをいたしましたわけですが、きょうはこれでやめて、またあらためて諸外国の制度等ももつと調べましてやりたいと思っています。先ほど主税局長もだんだんにはその方向に進むのだと言われておりますが、そういうような問題についても具体的に、それじゃたとえば航空機会社の場合にどの程度経理が改善したら通行税をやめるのだというような目途もはつきりつけていただきなければなりません。また国鉄の場合も、今の物品税やその他の消費税体系との関連について、より深めた討議が必要だと思いますが、きょうはきのうからかぜをひきまして勉強不足でございますので、この辺で終わりたいと思います。

○小川委員長 次会は明十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

大蔵委員会議録第二号中正誤	
ペシ段	行 誤 正
二四	三 どういと どういと
三〇	三 自由化の 自由化の
三一	三 するのか するのか
タニ	二六 考て 考えて
大蔵委員会議録第五号中正誤	
ペシ段	行 誤 正
五四	二〇 進前 前進
五五	一九 金がが 金が
七一	七 採采の 将来の
九九	二 上げまして 上げました
三四	三 公債社
西独と	正誤

ペシ段	行 誤 正
二五	大蔵委員会議録第六号中正誤

第一類第五号

大藏委員會議錄第九号

昭和三十七年二月十三日

昭和三十七年二月十五日印刷

昭和三十七年二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局